

第4部 伝統的知識に係る議論に関する調査

第1章 諸外国における TK 保護制度

第1節 背景

2024 年後半から「WIPO の知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」（以下、「WIPO/IGC」という。）において伝統的知識の保護に関する議論が活発化する見込みであるところ、各国における伝統的知識の取扱い・保護の動向を把握することで、バランスの取れた保護を図るための意見形成を行い、我が国の産業の発展に資する方針・内容で対応することが可能とする必要がある。

第2節 伝統的知識の定義

伝統的知識（Traditional Knowledge: TK）は、国際的に公認されている統一された定義をまだ持たないが、一般的に以下のように理解されている。

「伝統的」とは、知識がコミュニティの伝統を反映する方法で生成されることを意味し、それは世代を超えて集団的に作り上げられ維持されるものであり、したがって、「伝統」とは必ずしも「古くなっている」ことを意味するものではなく、知識が生成、保存、及び伝達される方法と関連する¹。

WIPO によれば、「伝統的知識」とは、コミュニティ内で持続、維持され、代々伝わる知識、ノウハウ、技術及び慣行を意味し、様々な文化又は信仰の一部を形成する。一般的な意味における伝統的知識は、知識自体の内容だけでなく、伝統的な知識と関連付けられる独特な記号、シンボル及び伝統的な文化表現を含む。狭義の「伝統的知識」とは、知識それ自体、特に伝統的な文脈における知的活動から得られる知識を指し、ノウハウ、慣行、技術及びイノベーションが含まれる。このような伝統的な知識は、農業、科学、技術、生態学、医薬、及び生物多様性に関連する知識を含んだ多様な文脈の中で見つけることができる²。

伝統的知識の一般的な特性として、新規性がないため知的財産権の一般的な性質と区別され、知識自体がほとんど従前に伝承され、明確な所有関係を把握することが困難である。また、知識が生成された時期、すなわち単純に大昔に作られたというだけでない人間の生存と共に時間の流れに伴い付随的に作られた方法の意味し、自然体系に近く接して生きている人間の集団に属して存在し、特定の地域、文化、社会と連関して文化的に表現され発

¹ WIPO, Intellectual property and traditional medical knowledge, “background brief no.6”2 頁を参照。
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2023-5-6-en-intellectual-property-and-traditional-medical-knowledge.pdf>
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

² WIPO の遺伝資源等政府間委員会（Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, GRTKF）, Glossary of Key Terms Related to Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Traditional Cultural(August 27 to 31, 2018), WIPO/GRTKF/IC/37/INF/7 40 頁を参照。
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_37/wipo_grtkf_ic_37_inf_7.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

展してきた知識であり、地域共同体がニーズに基づき毎日活発に新たな伝統的知識を作り出すという特性を持つ³。

また、伝統的知識は、生態学的、社会経済的、文化的環境により生成された実践的な知識であり、人間中心的、動的、経験的であり、次の世代に伝えられ、文化的価値を通じて多様性を促進し、地域資源に価値が付与された資源再生産的な特性を有する⁴。

さらに、伝統的知識は、精神的要素と実用的要素が互いに混合された複雑な要素を持ち、文化的表現と技術的側面において多様な形態を含み、伝統的知識に対する全体的、体系的な特性を把握するためには文化的背景に対する理解が求められるという非形式的な特性を有する⁵。

上記のとおり、一般的に伝統的知識は、新規性がないため既存の知的財産権とは異なり、知識自体が非体系的なものがほとんどであり、データ化されておらず、口頭による伝承が一般的であるため、明確な所有関係を把握することが困難といった特性がある。

第3節 調査対象国・地域の保護制度の概要

1. 主要国の保護制度の概要及び最近の動向

13の調査対象国・地域等は、以下のとおりである。

インド、タイ、インドネシア、フィジー、南アフリカ、ケニア、ザンビア、エチオピア、ブラジル、エクアドル、スイス、メキシコ、スワコプムントプロトコル

これらの国・地域等における保護制度の概要及び最近の動向について、以下に示す。

	国・地域名等	保護制度	最近の動向 ⁶
1	インド	○2002年生物多様性法 ⁷ （2023年8月） ○2004年生物多様性規則 ⁸ （2024年10月） ・生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則 ⁹ （2014年11月） ・インド特許法 ¹⁰ （2021年8月）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加

³ WIPO, GRTKF, Review of Existing Intellectual Property Protection of Traditional Knowledge(June 13 to 21, 2002), WIPO/GRTK/IC/3/7 11 頁を参照。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_3/wipo_grtkf_ic_3_7.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴ WIPO, GRTKF, Matters Concerning Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore-an overview(April 30 to May 3, 2001), WIPO/GRTKF/IC/1/3 4 頁を参照。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_1/wipo_grtkf_ic_1_3.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁵ WIPO, GRTKF, Elements of a Sui Generis System for the Protection of Traditional Knowledge(June 13 to 21, 2002), WIPO/GRTKF/IC/3/8 5 頁を参照。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_3/wipo_grtkf_ic_3_8.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁶ 「3. 諸外国の伝統的知識の保護制度」にてアンダーラインで示す。

⁷ <https://egazette.gov.in/WriteReadData/2023/247815.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁸ http://nbaindia.org/uploaded/pdf/BD_Rules.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁹ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/India_ABS_Guideline_2014.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁰ 特許庁和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		・インド特許規則¹¹（2021年9月） ・伝統的知識及び生物由来物質に関する特許出願処理についてのガイドライン¹²（2012年12月）	
2	タイ	◎植物品種保護法¹³（1999年） ◎伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律¹⁴（1999年） ・無形文化遺産の促進と保全法¹⁵（B.E.2559（2016）（セクション3、4）） ・2010年行政規則（B.E.2553） ・2015年行政規則（B.E.2558） ・2016年行政規則（B.E.2559） ○特許法の一部を改正する法律案（2022年1月知的財産局告示第23/2565号）¹⁶	一部制度名称の修正、条文リンクの追加
3	インドネシア	◎共同知的財産に関する2022年インドネシア共和国政府規則第56号 ・天然資源及び環境の管理における地域知識の尊重と保護に関する森林環境省規則2017年第P34号 ・2016年第13号特許法（2024年改正）¹⁷ ・先住民の権利の尊重と保護に関する法案 ・地域社会の慣習法	規則第56号（2022年）追記、インドネシア共和国法第65号2024年（2016年第13号特許法の第3回改正について）
4	フィジー	・暫定措置と権利の管理：伝統的知識の保護に関する条文草案¹⁸（2016年9月） ・環境管理法¹⁹（2005年） ・森林令²⁰（1992年）	新規

¹¹ 特許庁和訳：

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo_kisoku.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹² ジェトロ仮訳：

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/tradknowledge_draft_ip.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹³ https://www.moac.go.th/law_agri-files-422891791124（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁴ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/179713>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁵ <https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/A/019/1.PDF>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁶ https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/onepoint/udaenk00000083j2-att/onepoint_034_1.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁷ https://jdih.dgip.go.id/produk_hukum/inventaris/2024（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁸ WIPO 資料：

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_ip_tk_ge_2_16/wipo_ip_tk_ge_2_16_presentation_19vakadewabuka.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁹ http://www.paclii.org/fj/legis/num_act/ema2005242/（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁰ <http://faolex.fao.org/docs/texts/fij2912.doc>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		○著作権法²¹（2019年7月） ○特許法²²（2021年） ○商標法²³（2021年）	
5	南アフリカ	◎2004年国家環境管理：生物多様性法²⁴（2004年6月） ◎バイオプロスペクティング、アクセス及び利益分配に関する規則（R137 同規則の施行；R138 同規則；R149 適用除外）²⁵（2008年2月） ◎先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律、2019（2019年8月）²⁶ ○特許改正法 2005 年法律第 20 号（2005 年 12 月） ○1978 年特許規則²⁷（2007 年 12 月） ・2013 年第 28 号知的財産の法の一部を改正する法律 ・2015 年通知第 447 号バイオプロスペクティング、アクセス及び利益分配に関する規制の改正（2015 年 5 月）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加
6	ケニア	◎伝統的知識及び文化的表現保護法 2016 年第 33 号²⁸（2016 年 9 月） ・環境管理・調整法²⁹（1999 年） ・2006 年環境管理・調整（生物多様性及び資源の保全、遺伝資源へのアクセス並びに利益分配）規則³⁰（2006 年）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加

²¹ <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/1108>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²² <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/3267#>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²³ <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/3278#>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁴ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/South_Africa_Biodiversity_Act_no10_2004.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁵ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/South_Africa_ABS_Regulation_nor137_r138_r149_2008.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁶ https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/201908/4264719-8act6of2019protectpromodevelopmanagementindigenouknowledgeact.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁷ https://www.saflii.org/za/legis/consol_reg/pr1978200/index.html（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁸ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_03/Kenya_TK_Act_no_33_2016.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁹ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Kenya_Environment_Law_no8_1999_select.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁰ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Kenya_Environment_ABS_Regulation_no160_2006.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		・天然資源（利益配分）法案³¹（2022年8月） △スワコプメントプロトコル（署名済み、未批准）	
7	ザンビア	◎2016年第16号伝統的知識、遺伝資源及び伝統的文化表現の保護法³² ○2016年第40号特許法 ＊スワコプメントプロトコル（締約国）	
8	エチオピア	◎遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する法律³³（法律第482/2006号）（2006年2月） ・遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する規則³⁴（規則第169/2009号）（2009年11月）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加
9	ブラジル	◎法令第13,123/2015号³⁵（2015年5月） ◎政令第8772号³⁶（2016年5月） ・通信第147号³⁷（2015年5月） ・2013年第69号INPI決議 ○ブラジル産業財産法³⁸（2021年9月）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加
10	エクアドル	◎知識、創造及びイノベーションの社会経	環境省の諸外国

³¹ <http://www.parliament.go.ke/sites/default/files/2023-08/Senate%20Bill%20no6%20on%20the%20Natural%20resources%20benefit%20sharing%20bill%202022.pdf>
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³² <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16181>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³³ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ethiopia_ABS_Proc_no482_2006.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁴ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ethiopia_ABS_Reg_no169_2009.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁵ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_no13123_20150520_rev2.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁶ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_no_8772_2016.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁷ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_Vetoes_no147_20150520.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁸ 特許庁の和訳：
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		済に関する法律³⁹（2016年12月） ・アンデス共同体決議第391号に沿った遺伝資源にアクセスする共通制度の国内規則⁴⁰（2011年10月3日行政布告第905号） ・アンデス共同体決議第391号⁴¹（遺伝資源へのアクセスに関する共通制度）（1996年7月） ◎アンデス共同体決議第486号⁴²（産業財産に関する一般規定）（2000年9月） ・省令034 遺伝資源へのアクセスに関する枠組み契約締結手続きに関する規則⁴³（2015年2月） ・エクアドルナレッジマネジメント規則⁴⁴（2020年12月）	法令データベースにより規定の追記、新規規則の追記
1 1	スイス	◎自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）⁴⁵（2014年3月） ・遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する連邦政府命令（名古屋議定書連邦政府命令）（2015年12月）⁴⁶ ○スイス特許法⁴⁷（2019年4月）	新規
1 2	メキシコ	◎先住民及びアフリカ系メキシコ人のコミュニティ及び人々の文化資産を保護するための連邦法⁴⁸（FANAC）（2022年） ◎名古屋議定書に基づく食料及び農業のた	新規

³⁹ <https://www.gobiernolectronico.gob.ec/wp-content/uploads/2018/10/Codigo-Organico-de-la-Economia-Social-de-los-Conocimientos-Creatividad-e-Innovacion.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/es/legislation/details/9446>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴¹ <https://www.mabs.jp/countries/others/pdf/311j.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴² https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_486.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴³ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ecuador_Ordinance_034_2015.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁴ <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/es/ec/ec143es.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁵ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Swiss_LPN_Amendment_Law_2015.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁶ https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2016/39/en#art_8（最終アクセス日：2025年3月14日）。

環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Swiss_NP_Ordinance_2015.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁷ 特許庁の和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/switzerland-tokkyo.pdf>

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁸ [The Federal Law for the Protection of Cultural Heritage of Indigenous and Afro-Mexican Peoples and Communities \(published in the Official Journal of the Federation on January 17, 2022\), Mexico, WIPO Lex](https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/es/mx/mx143es.pdf)

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		めの植物遺伝資源へのアクセス申請への対応に関する暫定手続 ⁴⁹ （2017 年）	
1 3	スワコプメント プロトコル	◎伝統的知識及びフォークロアの保護に関するスワコプメントプロトコル ⁵⁰ （2019 年）	最新情報のアップデート

第4節 諸外国の伝統的知識の保護制度

1. インド

インドにおいて、遺伝資源にアクセスするためには事前の同意を得なければならないという必須要件は、従来は政府にのみ適用されるものであった。これに代わる伝統的知識の保護制度を作ろうとする動きが見られたのは、2004 年の生物多様性条約（CBD）の第7回締約国会議（COP7）の開催時である。先進国のユーザーが CBD の利益配分規定に違反しても何ら処罰を受けないという提供者たる発展途上国の不満がきっかけとなり、締約国によるアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的な枠組みの交渉が行われた。そして、その成果として 2010 年 10 月に ABS について規定した名古屋議定書が採択された。

（1）伝統的知識保護に関連する主な法律

○2002 年生物多様性法（The Biological Diversity Act, 2002）（2023 年 8 月 3 日施行）⁵¹

インドは、生物多様性法により伝統的知識の保護を図っているが、その前文には以下のように記されている。

本法は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について、並びにこれらに関連又は付随する事項について定めるものである。

インドが生物の多様性並びにこれらに関連する伝統的及び現代的な知識体系を豊富に備えていることに鑑み、また

インドが 1992 年 6 月 5 日にリオデジャネイロで署名された国際連合の生物の多様性に関する条約の締約国であることに鑑み、また

当該条約が 1993 年 12 月 29 日発効したことに鑑み、また

当該条約が、自国の生物資源に対する諸国の主権的権利を再確認していることに鑑み、また

当該条約が、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を主目的としていることに鑑み、

遺伝資源の保全、持続可能な利用及びその利用から生ずる利益の衡平な配分について規

⁴⁹ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Mexico_Trans_Proce_2017.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁰ https://www.newaripo.online/storage/media/1675335506_Swakopmund-Protocol-on-the-Protection-of-Traditional-Knowledge-and-Expressions-of-Folklore-2019.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵¹ <https://egazette.gov.in/WriteReadData/2023/247815.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

定すること、並びに当該条約を実行することが必要であるとみなされている。

○2004 年生物多様性規則⁵²（2024 年 10 月 22 日、同 12 月 24 日施行）

- ・生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則⁵³（2014 年 11 月）
- ・インド特許法⁵⁴（2021 年 8 月）
- ・インド特許規則⁵⁵（2021 年 9 月）
- ・伝統的知識及び生物学的材料に関する特許出願処理についてのガイドライン⁵⁶（2012 年 12 月）

（２）伝統的知識の定義

生物多様性法、生物多様性規則及び生物資源及び関連する知識へのアクセス及び利益配分規則に関するガイドラインのいずれにおいても伝統的知識の定義なし。

（３）受益者の範囲

2002 年生物多様性法 2 条(a)によれば、「利益主張者」とは、「生物資源及びその副産物を保全する者、並びに当該生物資源の利益に関する知識及び情報、かかる利用及び応用に関連する革新的及び慣例的手法を創造及び保有する者をいう」とある。

また同 3 条によれば、「インド国民でない者」（同条(2)(a)）や「インド国民であって、1961 年所得税法 2 条 30 項に定義される非居住者である者」（同条(2)(b)）、「i インドにおいて法人化又は登記されていないもの、ii 現時点で有効な法律に基づくインドで設立又は登録され、2013 年会社法 2 条 27 項の意味における外国人によって管理されているもの」（同（改正）法 3 条(2)(c)）のうちのいずれの者も、「国家生物多様性局の事前の承認を得ずして、研究若しくは商業利用、又は生物調査及び生物利用のために、インドに存在する生物資源又はそれに関連する知識を入手してはならない」（同条(1)）とあり、非居住者でないインド国民、資本又は経営にインド国民でない者が参与していないインドで法人化又は登録されているものが受益者の範囲である。

（４）保護範囲

- ・生物多様性法の前文では、「インドが生物の多様性並びにこれらに関連する伝統的及び現代的な知識体系を豊富に備えていること」と記されており、生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則においては「研究のための生物資源又は関連する伝統的知識の取得の機会もしくは研究のための生物学的調査及び生物

⁵² http://nbaindia.org/uploaded/pdf/BD_Rules.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵³ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/India_ABS_Guideline_2014.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁴ 特許庁和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁵ 特許庁和訳：

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo_kisoku.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁶ ジェトロ仮訳：

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/tradknowledge_draft_ip.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

学的利用に関する手続き」が定められており、生物資源に関連する伝統的知識が保護範囲である。

- いかなる個人又は団体も、インド国内で発生、又はインドから取得又はアクセスされた生物資源に関する研究の成果、又はそれに関連する伝統的知識を金銭的報酬又はその他の報酬を得て、国立生物多様性局の事前の書面による承認なく共有又は譲渡してはならない。ただし、知識の普及又は研究論文の出版が中央政府発行のガイドラインに従う場合には、この条項の規定は適用されず、研究成果が更なる研究に使用される場合は、国立生物多様性局へ登録が必要となる（生物多様性（改正）法 4 条）。
- インドの国外の保管庫に保管されているものを含むインドからアクセスされる生物資源に関する研究又は情報、又はそれに関連する伝統的知識に基づく発明について、インド内外を問わず、どのような名称で呼ばれる知的財産権を申請する場合においても、知的財産権の付与前に、国立生物多様性局の事前承認を得なければならない（生物多様性（改正）法 6 条）。
- インド国外の保管庫に保管されているものを含むインドからアクセスされる生物資源に関する研究又は情報、又はそれに関連する伝統的知識に基づく発明について、インド国内又は国外でいかなる名称で呼ばれる知的財産権を請求する者は、そのような知的財産権の付与前に国立生物多様性局に登録しなければならない（生物多様性（改正）法 6 条 1A 項）。
- インド国外の保管庫に保管されているものを含むインドからアクセスされる生物資源に関する研究又は情報、又はそれに関連する伝統的知識に基づく発明について、インド国内又は国外でいかなる名称で呼ばれる知的財産権を取得した者は、商業化の時間で国立生物多様性局の事前の承認を得なければならない（生物多様性（改正）法 6 条）。
- 3 条 2 項における受益者に該当する者は、関係する州生物多様性委員会に事前に通知しなければならない、商業利用のために生物資源及びその関連知識にアクセスする場合、23 条(b)及び 24 条 2 項の規定に従わなければならない。ただし、成文化された伝統的知識、栽培された薬用植物及びその製品、生物多様性の栽培者を含む地域の地元住民及びコミュニティ並びに生計及び生活のための職業としてインドの医療機関を含む先住民族の医療を実践してきたヴァイド（vaid）、ハキム（hakims）及び AYUSH 省への登録の実践者には適用されない（生物多様性（改正）法 7 条 1 項）。
- 栽培された薬用植物の場合、7 条 1 項に基づく免除は、生物多様性管理委員会から規定された方法で原産地証明書を取得した場合に限り適用される（生物多様性（改正）法 7 条 2 項）。
- 生物多様性管理委員会は、保管されている帳簿の記載に基づき、7 条 2 項の規定に基づく原産地証明書を発行する（生物多様性（改正）法 7 条 3 項）。
- 国立生物多様性局は、中央政府の承認を得て、生物資源及びその関連する伝統的知識へのアクセス、並びに利益の公正かつ衡平な分配の決定に関する規則を制定する（生物多様性（改正）法 18 条 1 項）。
- 国立生物多様性局は、承認又は拒絶により、3 条、4 条及び 6 条に規定する活動を規制する（生物多様性（改正）法 18 条 2 項）。
- 国立生物多様性局は、中央政府に代わって、インド国外の保管庫に保管されているものを含めて、インドで発見されたもの、又はインドから持ち出された生物資源、又はアク

セスされたそれに関連する伝統的知識に対する国内外での知的財産権の付与に反対するために必要なあらゆる措置を講じることができる（生物多様性（改正）法 18 条 4 項）。

- ・インド国内又は国外を問わず、6 条 1 項で言及されている特許又はその他の知的財産権を申請する意図を持つ 3 条 2 項で言及された者は、規定された形式及び方法で、料金の支払いをもって、国立生物多様性局に申請することができる（生物多様性（改正）法 19 条 2 項）。
- ・国立生物多様性局は、19 条に基づく承認を与える際に、制定された規則で指定された方法で利益配分を決定する。ただし、国立生物多様性局が、そのような活動が生物多様性の保全と持続可能な利用の目的、又は当該活動から生じる利益の公正かつ衡平な配分に有害又は反すると考える場合は、書面で記録される理由に基づく命令により当該活動を禁止又は制限することができる。さらに、そのような拒絶命令は、関係者に意見を述べる機会を与えることなく行われてはならない（生物多様性（改正）法 19 条 3 項）。
- ・国立生物多様性局は、19 条に基づく承認又は拒絶された全ての詳細を公開するものとする（生物多様性（改正）法 19 条 4 項）。
- ・インド国外の保管庫に保管されているものを含めてインド国内で発見され、又はインドから持ち出された生物資源に関する研究成果又はそれに関連する伝統的知識を、金銭的な報酬又はその他の報酬により 3 条 2 項で定める者に譲渡しようとする個人又は団体は、規定の様式で、規定の料金を支払って、国立生物多様性局に申請しなければならない（生物多様性（改正）法 20 条 1 項）。
- ・国立生物多様性局は、20 条 1 項で規定する研究の成果等に基づく申請を受理した場合、適切と判断する調査を行った後、命令により、利益配分等適切と判断する条件を付して、ガイドラインに従って、又は書面で記録される理由に基づき、承認を与えるか、申請を拒絶することができる。ただし、関係者に意見を述べる機会を与えることなく、拒絶命令を行わない（生物多様性（改正）法 20 条 3 項）。
- ・国立生物多様性局は、20 条に基づく申請についての承認又は拒絶された全ての申請の詳細を公開する（生物多様性（改正）法 20 条 4 項）。
- ・国立生物多様性局が、生物多様性法に基づいて申請への承認又は拒絶を決定する際に、判断されるのは、アクセスされた生物資源やその派生物の使用及び応用に関連するイノベーション、慣行、並びにそれに関連する知識の使用にから生じる利益の公正かつ衡平な配分である（生物多様性（改正）法 21 条 1 項）。
- ・3 条 2 項又は 7 条に該当する個人又は団体が、3 条、4 条、6 条又は 7 条の規定に違反したり、違反を試みたり、違反を教唆したりした場合、その個人は 10 万ルピー以上 50 万以下の罰金を支払う義務を負うものとし、損害が罰金の額を上回る場合、罰金は損害に見合った額とし、違反又は不履行が継続する場合は、1 千万ルピーを超えない追加の罰金を課すことができ、具体的な金額は裁判官によって決定される（生物多様性（改正）法 55 条）。

（５）保護期間

規定なし。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

＜Jeevani に関する事例＞

「Jeevani」は南インドのケララ州のカニ族の部族的医療知識に基づいてインドの研究機関の科学者が開発した薬品である。「Jeevani」はカニ族がその伝統的医療において使用している薬用植物を元にした、回復に役立ち、免疫を増強する抗ストレス、抗疲労剤である。カニ族内では、「Plathis」という部族の治療師が、伝統的な医療知識を伝承し実施する慣習的権利を有している。この知識は、カニ族のメンバー3名からインドの科学者に明かされたものであり、その科学者は、「arogya pacha」というハーブから12の活性化合物を分離し、「Jevaani」という薬品を開発し、その薬品について2件の特許出願（この他、同一の植物について異なる用途の特許）を申請した。この技術はアーユルヴェーダのハーブ処方を商品化しようとしているインドの医薬品製造業者にライセンスされた。TK ベースの薬品「Jevaani」の商品化から得られた利益を配分するために信託基金が設立された。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

＜Neem に関する事例＞

Neem 抽出物は、農作物を襲う何百という害虫や菌病に対して使用することができ、その種子から抽出された油は、風邪や感冒の治療に使用することができ、石けんに混ぜるとマラリア、皮膚病、髄膜炎にも効くとされている。1994年に欧州特許庁（EPO）は、疎水的に抽出した Neem 油を用いる植物上の菌類の制御方法について、米国企業等に特許（EPO 特許第 436257 号）を付与した。1995年に国際 NGO とインドの農業従事者の代表者のグループが、この特許に対する異議申立てを請求し「Neem 種子の抽出物の殺菌効果はインドの農業において何世紀にもわたって知られており、農作物を守るために使用されていることから特許性はない」という証拠を提出した。1999年に EPO は提出された証拠から「現行の請求項のすべての特徴は特許出願前に公知となっており、特許には進歩性がないと考えられる。」と判断した。当該 Neem に係る特許は 2000 年 5 月に EPO によって取り消された。特に審判部は申立てのあった「先の実施」が「いつ」「どこで」なされたかという点について、西インドの Maharashtra 地方の Pune 及び Sangli において 1985 年及び 1986 年に明らかに実施されていたということを考慮した。この決定に対して特許権者から上訴が提起されたが、審判部はオーストラリアの植物病理学の先行技術文献により新規性がないとした。

＜Basmati 米に関する事例＞

米国企業が英国の商標登録局に対し、「Texmati」商標の登録出願を行った。これに対し、インドの農産物輸出開発局（APEDA）が異議を申し立て、これが認められた。当該商標の登録を裏付ける証拠として米国企業が引用した書類のうちの 하나가、1997 年 9 月 2 日に米国特許庁が米国企業に付与した米国特許第 5,663,484 号であった。当該特許は伝統的なインドの穀物である「Basmati 米」に類似する特徴を有する稲を請求した点で独特なものであったが、その後当該特許は異議申し立てを受け、USPTO によって取り消された。

＜ターメリックに関する事例＞

「ターメリック（ウコン）」は、東インドで栽培されている熱帯ハーブである。ターメリックパウダーは、インドでは、医薬品、食品原料、染料として広く使用されている。例え

ば、風邪の治療にあたっては血液浄化剤として、また、多くの皮膚感染症については駆虫薬として使用されている。

1995 年米国において、創傷特性に係るターメリックに関する特許が米国の大学のメディカルセンターに付与された。特許請求の対象は、創傷に関する「ターメリックパウダー」の利用と経口的及び局所的な「その投与」であり、米国特許第 5401504 号により販売についての独占権が与えられている。インド科学産業研究委員会（CSIR）は 1996 年 10 月 26 日、文書化された伝統的知識を含む先行技術文献を根拠に再審査請求をした。インドではターメリックの使用は昔からあらゆる家庭で知られているということは周知の事実ではあるものの、創傷を目的とした経口的及び局所的なターメリックパウダーの使用に関する発表済みの情報を見つけるのは至難の業であった。広範囲にわたる調査により、サンスクリット語、ウルドゥー語、ヒンディー語という異なる言語による 32 件の参考文献が見つかった。したがって、USPTO は、特許請求は自明であって新規性がないとし、ターメリックの使用は古い創傷技術であることに同意して、特許を取り消した。このようにターメリック事件においてインドに帰属する一つの伝統的知識が保護された。

<刑事罰が科された事例>

インドにおいてこれまで伝統的知識に関する法令等（生物多様性法等）により刑事罰が科された事例は報告されていない。

2. タイ

タイでは、伝統的知識を保護する制度として、「植物品種保護法」（1999 年）、伝統医学に関する知識の保護と促進法 B.E.2542（1999 年）、2010 年行政規則（B.E.2553）、2015 年行政規則（B.E.2558）、2016 年行政規則（B.E.2559）及び特許法の一部を改正する法律案（2018 年 1 月第三案公表）、無形文化遺産の促進と保全法（2016 年）がある。先住民及び地域社会の伝統的知識を直接保護する法令はないが、タイ王国法において、人及び共同体の権利を尊重する規定があり、それをベースとした考え方が示されている。伝統的知識のデータベースは整備されていない。

なお、タイは WIPO へ以下の内容を報告している⁵⁷。

- ・タイ伝統医学に関する知識の保護と促進法 B.E.2542（1999）は、伝統医学の配合方法の使用から生じる利益の補償と分配に関する規則（及びメカニズム）を定めている。また、個人の伝統的な配合方法や伝統医学のテキストも登録申請できる。権利保有者は、登録された伝統医学の知識に対して、個人の伝統的な配合方法や伝統医学のテキストを制作、配布、改良、開発する権利などを有する。
- ・タイは、無形文化遺産の保護に関する条約（2003）に加盟しており、また、2004 年 1 月に生物多様性条約の締約国となっている一方、名古屋議定書には 2012 年 1 月に署名済みであるものの未批准である⁵⁸。

⁵⁷ <https://www.wipo.int/export/sites/www/tk/en/igc/docs/survey-information-systems-thailand.pdf>

2023 年 5 月 12 日の WIPO 調査による（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁸ <https://idenshigen.jp/database/qrca/thailand/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

- ・文化振興局が管理する省レベルの無形文化遺産情報システムは、さまざまな地域の無形文化遺産に関する情報を収集し、まとめたものである。当該省無形文化遺産は、省の無形文化遺産の振興と保存に関する委員会によって検討され、発表される。省無形文化遺産情報システムには、<https://ich-thailand.org/heritage/province> からアクセスできる。
 - ・文化振興局が管理する国家無形文化遺産情報システムは、国家無形文化遺産に関する情報を収集し、まとめたものである。国家文化遺産は、無形文化遺産の振興と保存に関する国家委員会によって検討され、発表される。国家無形文化遺産情報システムは、<https://ich-thailand.org/heritage/national> からアクセスできる。
 - ・無形文化遺産情報システムは、タイの無形文化遺産を保護することを目的とするもので、当該システムは、国の無形文化遺産を保護するために、国の所有権を参照するための重要な証拠である。
 - ・無形文化遺産情報システムは、各地域における社会慣習や儀礼に関する情報、食、儀式、伝統工芸・手工芸の情報、信仰、尊敬、治癒の過程に関わる儀礼における演芸など、自然や宇宙に関する知識や慣習情報を収集している。
 - ・無形文化遺産情報システムによれば、無形文化遺産の保護に関する条約に沿って無形文化遺産の特徴を規定した無形文化遺産の促進と保存に関する国家委員会の告示 B.E.2560 (2017) がある。
-
- ・タイ生物多様性情報施設 (TH-BIF) は、タイの天然資源・環境政策計画局が管理する機関であり、当該施設で収集したタイの生物に関する情報は、何人もアクセスし、利用できる。通常、TH-BIF の情報は、6 か月ごとに更新され、<https://thbif.onep.go.th/> からアクセスできる。
 - ・TH-BIF システムは、タイ生物多様性情報施設が運営するシステムであり、持続可能性のための生物多様性と知的財産に関する国の財産を保護することを目的としている。
 - ・TH-BIF システムは、外来種の登録、専門家、脅威の状況、法的保護の状況、遺伝子バンク及び博物館の場所、生物多様性に関する知識と利用、及び関連する法律と研究を含む、植物、動物、微生物の生物多様性に関する情報を収集する。
-
- ・タイ伝統デジタル知識ライブラリ (TTDKL) は、タイ伝統及び代替医療局が管理しており、タイ伝統医学の配合方法、ハーブ情報、法律情報、ハーブ研究レポート情報、タイ伝統医学、民間療法、代替医療などに関する情報を収集する情報システムである。TTDKL には、<https://tdkl.dtam.moph.go.th> からアクセスできる。
 - ・タイ伝統及び代替医療局が管理する漢方薬製品情報システム (HMPIS) は、タイの漢方薬に関する情報を収集している。
 - ・TTDKL 及び HMPIS システムは、タイの伝統医学の知識を監視及び保護し、無断利用（事前のインフォームドコンセント）を防止することを目的としている。また、当該システムにより、権利保有者は伝統医学の知識を使用することで正当な補償を受けることができる。
 - ・TTDKL 及び HMPIS システムは、古代の文献に記載されている伝統医学の配合方法と伝統医学の処方に関する情報で構成されている。
 - ・TTDKL システムは、知的財産局の知的財産情報検索システムと連携している。そのため、

人々は伝統医学の知識や生薬に関する情報に簡単にアクセスして利用することができる。

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎植物品種保護法⁵⁹（B.E.2542（1999）（セクション 3、12、13）

◎伝統医学及び知識の保護と促進に関する法律⁶⁰（B.E.2542（1999）（セクション 3、15、16）

- ・無形文化遺産の促進と保全法⁶¹（B.E.2559（2016）（セクション 3、4）
- ・2010 年行政規則（B.E.2553）
- ・2015 年行政規則（B.E.2558）
- ・2016 年行政規則（B.E.2559）

○特許法の一部を改正する法律案（2022 年 1 月知的財産局告示第 23/2565 号）⁶²

（２）伝統的知識の定義

「伝統的知識」という用語の定義はない。なお、植物品種保護法の 3 条において、「地域固有植物品種」とは、「タイ国の特定の地域だけに生息し、且つ植物新品種として登録されたことのない植物品種のことで、本法に基づいて「地域固有植物品種」として登録されたものをいう」と定義し、「野生植物品種」とは、「自然状態に従ってタイ国内に生息していたことのある植物品種のことであり、かつまた広範囲に栽培されたことのないものをいう」と定義し、同条でさらに「地域一般植物品種」について、「タイ国内で発生した、あるいはタイ国内に生息している植物品種で、広範囲に利用されており、且つ植物新品種、地域固有植物品種、野生植物品種ではない植物品種の意味までも含む」と定義している。

伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律の 3 条では、「タイ民間医療の民俗知識」とは、「タイ民間医療に関係する地方の知識や能力を意味する」とし、「タイ民間医療」とは、「病気の検査、診断、治療、診察、予防や、人間や動物の健康促進や回復、出産、タイ式マッサージに関係する、医学的プロセスを意味する。さらにタイ式薬の処方や、医療的な機材や道具の創造発明をも意味する。これらは全て昔から伝えられ発達してきた知識や教本によるものである」と定義し、さらに「タイ民間医療の教本」とは、「タイ民間医療に関する知識や学問を記録した書物、貝多羅葉、碑文あるいはその他の材質のものに記録したもの、あるいは書き留められてはいないが様々な手段で教え続けられ、伝承されてきたものを意味する」と定めている。

（３）受益者の範囲

植物品種保護法の 15 条によれば、植物新品種を出願する者は、植物品種改良者であり、且つ「タイ国籍を有する者、あるいはタイ国に本社のある法人」（同条 1 項 1 号）あるいは「その者の属する国が、タイ国籍を有する者あるいはタイ国に本社のある法人に対して保護を認めている外国の国籍を有する者」（同項 2 号）の何れかの特徴を有する必要がある。

伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律の規定によれば、国家の民間医療教本等は、

⁵⁹ https://www.moac.go.th/law_agri-files-422891791124（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/179713>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶¹ <https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/A/019/1.PDF>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶² https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/onepoint/udaenk00000083j2-att/onepoint_034_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

医学的又は公衆衛生的な効果や価値に基づいて大臣により定められ保護され（17 条）、一般民間医療教本等は、広く用いられている効能等に基づいて大臣により定められ保護される（18 条）。一方、個人的な民間医療教本等は、登録官に対して申請することにより権利登録がなされるが（20 条）、その申請適格者は所定の要件を満たすタイ国籍を持つものとされている（21 条）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

植物品種保護法 47 条によれば、「地域固有植物品種の保護登録を受けた共同体は、品種の改良、地域固有植物品種の研究、実験、調査、生産、販売、輸出、あるいはあらゆる様式の販売における排他的な権利を有する。この点について、その地域固有植物品種の登録証を受領している地方行政機関、農業従事者団体あるいは共同組合は、前述の共同体の代わりとしてその地域固有植物品種における権利者である。」と定め、同 52 条では、「商業目的で品種を改良、研究、実験、あるいは調査をするために、地域一般植物品種、野生植物品種、あるいは前述の植物品種の一部分の保存、調整、あるいは収集をする者は、担当官からの許可を得なければならない」と定めている。

＜消極的な保護＞

遺伝資源及び/又は伝統的知識を含む出願を行う出願人は、出所を明記し且つアクセス前の許可申請及び利益配分の合意に関する書類を出願願書とともに提出しなければならない（特許法の一部を改正する法律案 17/1 条）

（５）保護期間

「伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律（1999 年）によれば、保護期間は権利者の生存中及び没後 50 年継続する（33 条）⁶³。

植物品種新種に関しては、「2 年を超えない期間内で繁殖種から栽培された後、一定の特徴に基づく生産物をもたらす植物に対しては期限を 12 年」（植物品種保護法 31 条 1 項 1 号）、
「2 年を超える期間内で繁殖種から栽培された後、一定の特徴に基づく生産物をもたらす植物に対しては期限を 17 年」（同項 2 号）と定められている。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

3. インドネシア

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

⁶³ ジェトロ情報：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_08.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

◎共同知的財産に関する 2022 年インドネシア共和国政府規則第 56 号（以下「規則 56 号（2022 年）」という。）

- ・天然資源及び環境の管理における地域知識の尊重と保護に関する森林環境省規則 2017 年第 P34 号
- ・2016 年第 13 号特許法（2024 年改正法）
- ・先住民の権利の尊重と保護に関する法案
- ・地域社会の慣習法

（２）伝統的知識の定義

- ・規則第 56 号（2022 年）1 条 1 項 3 号

「伝統的知識」とは、環境との相互作用における実体験の結果として地域の価値を含み、継続的に発展し、次の世代に受け継がれてきた、社会における全ての考えや観念のことである。

（３）受益者の範囲

規則第 56 号（2022 年）1 条 1 項 1 号によれば、伝統的知識を含む「共同知的財産（Communal Intellectual Property, 以下「KIK」と略す）とは、所有権が共同であり、国家の道徳的、社会的、文化的価値を維持しながら経済的価値を持つ知的財産であり、当該「KIK の権利は、国が持っている」（同 3 条（1））。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

- ・伝統的知識は以下のものを指し、具体的には「a.伝統的な手法やプロセス、b.技術的熟練度、c.スキル、d.学習、e.農業知識、f.技術的知識、g.生態学的知識、h.遺伝資源に関する知識、i.医学、伝統医学及び治療手順に関する知識、j.経済システム、k.社会組織的システム、l.自然と宇宙に関する行動に関する知識、m.開発に応じた他の形式の知識」である（規則第 56 号（2022 年）8 条）。
- ・インドネシア KIK 情報システムへの KIK データの統合は、KIK の防御的保護の一形態である（規則第 56 号（2022 年）27 条）。
- ・大臣、大臣以外の政府機関の長及び/又は地方自治体による KIK の保護は、KIK の価値観、意味、アイデンティティ及び/又は原産地コミュニティで一般的な社会制度に反する KIK の搾取の防止、KIK に関連する法的問題の調停及び/又は弁護、及び/又は他国との外交を通じて保護する（規則第 56 号（2022 年）28 条 1 項）。
- ・KIK の保護は、KIK の価値観、意味、アイデンティティ及び/又は原産地呼称圏での一般的な社会制度に関する KIK の搾取の防止を通じて、原産地呼称圏が実施することもできる（規則第 56 号（2022 年）28 条 2 項）。
- ・原産地共同体のいかなる者も、インドネシア KIK 情報システムに含まれる KIK が、原産地共同体において一般的な価値観、意味、KIK のアイデンティティ及び/又は社会制度に合致していない場合、大臣に対して異議を申し立てることができる（規則第 56 号（2022 年）32 条 1 項）。

- ・KIK の録音が大臣以外の政府機関の長又は地方政府によって行われる場合、大臣は、KIK の録音を行う大臣以外の政府機関の長又は地方政府に対し、32 条 1 項の異議申立書を提出する（規則第 56 号（2022 年）32 条 2 項）。
- ・32 条 1 項の異議申立てに対し、大臣、大臣以外の政府機関の長又は地方公共団体は、審査を行わなければならない（規則第 56 号（2022 年）32 条 3 項）。
- ・審査が大臣以外の政府機関の長又は地方公共団体によって行われる場合には、32 条 3 項の審査の結果は、大臣以外の政府機関の長又は地方公共団体から大臣に提出される（規則第 56 号（2022 年）32 条 4 項）。
- ・32 条 3 項の審査の結果、KIK が KIK の価値観、意味、アイデンティティ及び/又は原産地共同体において一般的な社会制度に合致していないことが証明された場合、大臣はインドネシア KIK 情報システムの KIK データを更新又は削除する（規則第 56 号（2022 年）32 条 6 項）。
- ・インドネシアの KIK 情報システムに掲載されている KIK は、①KIK の原産地共同体の起源について言及し、②KIK の価値、意味、アイデンティティを維持し、③開発コミュニティに息づく価値観に注意を払うという条件を満たす場合、何人も利用できる（規則第 56 号（2022 年）33 条 1 項）。
- ・KIK が神聖、秘密及び/又は密接に保有される性質を有する場合、33 条 1 項で定める KIK の利用は、原産地共同体の許可を得なければならない（規則第 56 号（2022 年）33 条 2 項）。
- ・KIK を商業目的で利用する場合は、法令の規定に従って許可を得る必要がある（規則第 56 号（2022 年）33 条 3 項）。
- ・33 条 3 項でいう商業目的での KIK の利用は、法令の規定に従い、合意された利益配分を十分に遵守して実施されるものとする（規則第 56 号（2022 年）33 条 4 項）。
- ・33 条 3 項でいう許可の取得及び同 4 項でいう利益配分の形式及び手続は、大臣及び大臣以外の政府機関の長が、それぞれの権限に従って定める（規則第 56 号（2022 年）33 条 5 項）。

＜消極的な保護＞

- ・特許の出願は、「発明が遺伝資源及び/又は伝統的知識に関連する場合、当該遺伝資源及び/又は伝統的知識の原産地に関する宣言」を含まなければならない（改正特許法 25 条）。
- ・発明が遺伝資源及び/又は伝統的知識に関連し、並びに/又はそれらに由来する場合、当該遺伝資源及び/又は伝統的知識の原産地に関する情報を明確かつ正確に記載しなければならない（改正特許法 26 条 1 項）。
- ・26 条 1 項に規定する遺伝資源及び/又は伝統的知識の原産地に関する情報は、電子的及び/又は非電子的に記録され、公表されなければならない（改正特許法 26 条 2 項）。
- ・26 条 2 項に規定する情報は、利益配分及び/又は遺伝資源並びに/又は伝統的知識の利用への取得に関する検討に供されることを目的とする（改正特許法 26 条 3 項）。
- ・26 条 3 項に規定する利益配分及び/又は遺伝資源並びに/又は伝統的知識の利用への取得は、遺伝資源及び伝統的知識の分野における国際的な規則の規定に従って実施されなければならない（改正特許法 26 条 4 項）。
- ・26 条に規定する遺伝資源及び/又は伝統的知識の原産地に関する情報の開示において、特

許権者が不誠実に（in bad faith）対応した場合、裁判所の決定に基づき、特許が取消される（改正特許法 132 条）。

（５）保護期間

規定なし。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

４．フィジー

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

- ・ 暫定措置と権利の管理：伝統的知識の保護に関する条文草案⁶⁴（2016 年 9 月）
- ・ 環境管理法⁶⁵（2005 年）
- ・ 森林令⁶⁶（1992 年）
- 著作権法⁶⁷（2019 年 7 月）
- 特許法⁶⁸（2021 年）
- 商標法⁶⁹（2021 年）

（２）伝統的知識の定義

WIPO におけるプレゼンテーション（Ms. Timaima Vakadewabuka）の資料⁷⁰によれば、フィジーにおける「伝統的知識」とは、「伝統的な医薬品、農業慣行（天候に関する伝統的な知識を含む）、漁業慣行、伝統的な食品やカヴァ⁷¹調製と使用である」とされている。また、「伝統的な文化表現」とは、「歌、踊り、工芸、タイトル/名前、芸術、デザイン（タパ/マシン）⁷²」であるとしている。

⁶⁴ WIPO 資料：

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_ip tk_ge_2_16/wipo_ip tk_ge_2_16_presentation_19vakadewabuka.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁵ http://www.paclii.org/fj/legis/num_act/ema2005242/（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁶ <http://faolex.fao.org/docs/texts/fij2912.doc>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁷ <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/1108>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁸ <https://laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/3267#>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

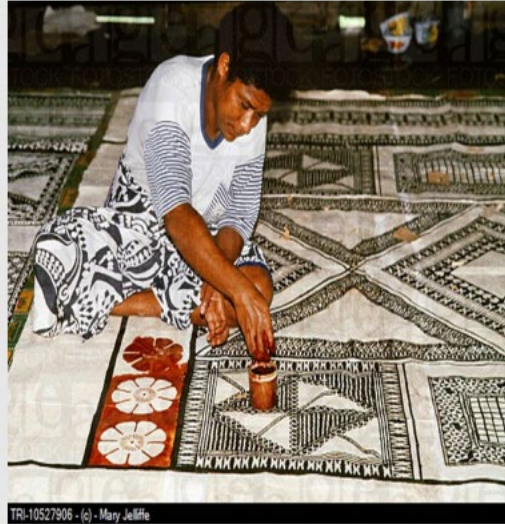
⁶⁹ <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/3278#>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁷⁰ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_ip tk_ge_2_16/wipo_ip tk_ge_2_16_presentation_19vakadewabuka.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁷¹ コショウかコショウ属の低木の一つ、またそれから作られる嗜好飲料のことであり、嗜好飲料であるカヴァは、穏やかな鎮静作用、抗不安作用があるとされ、南太平洋のメラネシアからポリネシアにまたがる地域（フィジー、トンガ、サモア、ハワイなど）で特に宗教的、社会的儀礼において飲まれる。

⁷² フィジーの「タパ」は、「マシン」とも呼ばれ、桑やフレッドフルーツの木の皮から採れる紙でつくられる樹皮布である。タパの複雑なデザインには深い文化的な意味があり、儀式やセレモニー、特別な贈り物として使われる。

Tapa/Masi



出典：WIPO Presentation「フィジーの視点からみた伝統的知識と伝統的文化表現」(Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expression from a Fijian perspective, by Ms. Timaima Vakadewabuka) ⁷³

(3) 受益者の範囲

WIPO におけるプレゼンテーションの資料 ⁷⁴によれば、伝統的知識や伝統的文化表現の所有とは、共有であり、そのオーナーシップは部族や部落にある。

(4) 保護範囲

伝統的知識及び伝統的文化表現に係る権利は、商標法（12 条 1 項）及び特許法（14 条 7 項）に基づく商標や特許としてのこれらの登録に対する異議を唱えることにより行使される。

著作権法 2 条 ⁷⁵によれば、「公のパフォーマンス」とは、「(a) 視聴覚著作物以外の著作物の場合、直接又は何らかの装置や方法によって、著作物を朗読、演奏、舞踏、演技、又はその他の方法で上演（この用語には、フォークロアが含まれる）することを意味する」とされている。

⁷³ https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=41785（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁷⁴ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_iprk_ge_2_16/wipo_iprk_ge_2_16_presentation_19vakadewabuka.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁷⁵ Copyright Act, 1999

Article 2: “public performance” means-(a) in the case of a work other than an audiovisual work-reciting, playing, dancing, acting or otherwise performing the work (which term includes an expression of folklore) either directly or by means of any device or process;

また、著作権法 66 条⁷⁶では「民謡の録音」について、以下のように定められている。

(1) 歌の演奏の録音は、229 条に基づく規則で規定された機関が保管するアーカイブにその歌を収録する目的で、(2)項の条件が満たされる場合、その歌詞の文学著作物としての著作権又は付随する音楽著作物の著作権を侵害することなく行うことができる。

(2) (1)項で言及されている条件は、次のとおりである。

(a) 歌詞は録音時に未発表であり、著作者が不明であること。

(b) 録音の作成は他の著作権を侵害していないこと。

(c) 録音の作成は、いかなる演奏者によっても禁止されていないこと。

(3) (1)項に依拠して作成され、この法律に基づく規則で規定された機関が保管するアーカイブに収録された録音のコピーは、(4)項の条件が満たされる場合、アーカイブ管理者が、録音又はそれに含まれる著作物の著作権を侵害することなく作成及び提供することができる。

(4) (3)項に規定する条件は、いかなる者にも同一の録音物の複製物が 2 部以上提供されないことである。

(5) 保護期間

規定なし。

(6) 伝統的知識の使用が問題となった事例

- ・ 伝統的知識・伝統的文化表現が商標において悪用、不正使用された例として WIPO の会議で紹介された事例

⁷⁶ Article 66 - Recordings of folk songs

(1) A sound recording of a performance of a song may be made for the purpose of including the song in an archive maintained by a body prescribed by regulations under section 229 without infringing copyright in the words as a literary work or in the accompanying musical work, if the conditions in subsection (2) are complied with.

(2) The conditions referred to in subsection (1) are that-

(a) the words are unpublished and of unknown authorship at the time the recording is made;

(b) the making of the recording does not infringe any other copyright; and

(c) the making of the recording is not prohibited by any performer.

(3) Copies of a sound recording made in reliance on subsection (1) and included in an archive maintained by a body prescribed by regulations made under this Act may, if the condition contained in subsection (4) is complied with, be made and supplied by the archivist without infringing copyright in the recording or the works included in it.

(4) The condition referred to in subsection (3) is that no person is furnished with more than one copy of the same recording.

Misuse and misappropriation in Trademark



出典：WIPO Presentation「フィジーの視点からみた伝統的知識と伝統的文化表現」(Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expression from a Fijian perspective, by Ms. Timaima Vakadewabuka)

- ・ニューヨークの大手ファッションデザイナーがドレスにタパのデザインを使用し、問題となった事案⁷⁷

ニューヨークの大手ファッションデザイナーが、ドレスにフィジーの伝統的知識に含まれるタパのデザインを使用したところ、フィジーのソーシャルメディアの抗議に見舞われ、同デザイナーが謝罪し、タパのデザインを使用したドレスの販売を取りやめた。

⁷⁷ <https://www.stuff.co.nz/life-style/9222652/Designer-sorry-after-cultural-dressing-down>
(最終アクセス日：2025年3月14日)。

Misappropriation in Fashion



出典: WIPO Presentation「フィジーの視点からみた伝統的知識と伝統的文化表現」(Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expression from a Fijian perspective, by Ms. Timaima Vakadewabuka)

(7) 伝統的知識に関連する活用事例

- ・フィジーでは、ココナッツオイルやシケジやディロのような木の実の油の伝統的な利用法を用いることによってフィジーの環境や伝統的な生活様式が維持されるとされる。Pure Fiji 社は、このような様々なオイルや伝統的な技術を用いて持続可能な資源を自社の製品の生産、パッケージに用いることはフィジー文化の維持、発展させることにつながると考えられている⁷⁸。
- ・フィジーでは、太平洋の伝統的な食材生産の方法は環境に存在する作物を選ぶことであるとされる。一方、幸いなことに選択可能な作物が多様に存在するのが現状である。現地の人々は、環境を改善しようとするがそれは彼らの周りにある天然の素材を使って行われ、この方法は外部から助けをほとんど必要とせず自給自足を可能にしてくれるとされる⁷⁹。

⁷⁸ Austin, Gatane, 2002, "A Fiji Nature Beauty Care Company-Using Sustainable Resources in Harmony with Nature", in Benson Cliff, (ed.), The Green Pay-Off: Sustainable Development=Economic Growth, University of the South Pacific, Suva.

https://www.wipo.int/web/ip-advantage/w/stories/empowering-rural-communities-in-the-pacific?p_1_back_url=%2Fen%2Fweb%2Fip-advantage%2Fsearch%3Fq%3Dtraditional%2Bknowledge%26delta%3D20%26start%3D7

(最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日) .

⁷⁹ The South Pacific Community Nutrition Training Project, 1990, Family Food Supply, the University of South Pacific, Suva.

5. 南アフリカ

(1) 伝統的知識保護に関連する主な法律

- ◎2004 年国家環境管理：生物多様性法⁸⁰（2004 年 6 月）
- ◎バイオプロスペクティング、アクセス及び利益分配に関する規則（R137 同規則の施行；R138 同規則；R149 適用除外）⁸¹（2008 年 2 月）
- ◎先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律、2019（2019 年 8 月）
- 特許改正法 2005 年法律第 20 号（2005 年 12 月）
- 1978 年特許規則⁸²（2007 年 12 月）
- ・2013 年第 28 号知的財産の法の一部を改正する法律
- ・2015 年通知第 447 号バイオプロスペクティング、アクセス及び利益配分に関する規則の改正（2015 年 5 月）

(2) 伝統的知識の定義

バイオプロスペクティング、アクセス及び利益分配に関する規則によれば、「伝統的な利用又は知識」とは、「先住民社会による在来生物資源の慣習的な利用又は知識であって、文書化されているか否かを問わず、当該社会によって伝統的に守られ、受け入れられ、認められてきた規則、慣習、習慣又は慣行に基づくものをいい、関連する在来生物資源に関する当該社会による発見も含む。」（規則 1）

生物多様性法では、「伝統的知識」についての直接的な定義はなされていない。なお、当該法の保護対象である「バイオプロスペクティング」の定義に「先住民の社会による在来生物資源の伝統的利用」が含まれ、「伝統的利用」は当該法の保護対象として解される。

なお、生物多様性法 1 条では、以下のとおり規定されている。

第 1 条

(1) この法律（以下、本法）において、次に掲げる用語は、文脈から別の意味にならない限り、それぞれ以下の意味をもつ。（中略）

「バイオプロスペクティング」（生物探査）とは、在来生物資源との関連において、商業的若しくは工業的利用のための在来生物資源の研究、開発若しくは応用をいい、以下を含む。

(a) 上記資源の計画的探索、採集若しくは収集、又は上記の研究、開発若しくは応用の目的での当該資源からの抽出。

(b) 上記の研究若しくは開発の目的での、先住民の社会による在来生物資源の伝統的利用に関する情報の活用。

(c) 商業的又は工業的利用のための上記伝統的利用についての研究、応用、開発又は改変。

⁸⁰ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/South_Africa_Biodiversity_Act_no10_2004.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸¹ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/South_Africa_ABS_Regulation_nor137_r138_r149_2008.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸² https://www.saflii.org/za/legis/consol_reg/pr1978200/index.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

(d) 医薬品、産業用酵素、商品香料、芳香、化粧品、乳化剤、含油樹脂、色素、抽出液及び精油といった商品の開発製造のための在来生物資源の輸出及び取引。(以下、省略)

特許法では、伝統的知識について、「先住民社会が在来の生物資源又は遺伝資源の使用に関し有する知識をいう」(特許法 2 条)と定義している。

2013 年第 28 号知的財産の法の一部を改正する法律では、著作権法(1978 年第 98 号法)1 条において「先住民文化表現又は知識」について、「伝統的文化及び知識が具体化され、世代間で引き継がれる有形又は無形の形態のもの、又はその組合せ、並びに、先住民社会の創造性の有形又は無形の形態である」(改正する法律 3 条 (f))と定義し、「先住民著作物」とは、「先住民の又は伝統的な出所を有する文学、美術又は音楽の著作物をいい、現在又は歴史的に先住民社会の構成員である者又はあった者により創作された先住民文化表現又は知識を含み、当該文学、美術又は音楽の著作物は当該先住民社会の遺産の一つであるとみなされる。」(改正する法律 3 条 (f))と定義している。

また、先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律における「先住民の知識」とは、先住民のコミュニティ内で開発され、そのコミュニティの文化的及び社会的アイデンティティに同化された知識を意味し、以下のものが含まれると定められている(同法 1 条)。

- (a) 機能的な性質に関する知識
- (b) 天然資源に関する知識
- (c) 先住民の文化的表現

(3) 受益者の範囲

生物多様性法によれば、以下の利害関係者の利益を保護する(生物多様性法 82 条)。

(a) 当該申請が関わる在来生物資源を提供する若しくはアクセスを与える主体で、国の機関若しくは地域社会を含む。

(b) 先住民の社会で、

(i) その先住民社会の持つ、当該申請が関わる在来生物資源の伝統的利用が、申請されるバイオプロスペクティングの起点となった、又はそれに今後貢献する、若しくはその一部を形成する場合。

(ii) その先住民社会の持つ、当該申請が関わる在来生物資源に関する知識、又はその発見事項が、申請されているバイオプロスペクティングに利用される場合。

先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律による保護の場合、受益者は、先住民コミュニティである(同法 12 条)。

(4) 保護範囲

先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律 9 条によれば、当該法律の保護範囲は、登録された先住民の知識であり、先住民の知識は、憲法 25 条の意味における先住民コミュニティの財産を構成する。

＜先住民の知識に対する権利の付与＞

12. (1)9 条に従い、保護の対象となる先住民の知識の保管権は、その先住民コミュニティの受託者に付与される。

(2) 先住民コミュニティの受託者は、

(a) 先住民コミュニティに代わって先住民の知識を信託として保有する。

(b) 先住民コミュニティの権利の保護について、先住民コミュニティに対して責任を負い、説明責任を負う。

(3) 関連する先住民の知識の先住民コミュニティを特定及び指定できない場合、及びその限りにおいて、NIKSO (National Indigenous Knowledge Systems Office) は、その先住民の知識に関する受託者の権利及び義務を負い、その先住民の知識の保管者として行動しなければならない。

＜付与される権利＞

13. (1)3 項に従い、先住民の知識を保有する先住民コミュニティは、次の独占的権利を有する。

(a) 商業的使用から生じる利益、

(b) その起源として認められること、そして

(c) 先住民の知識の無許可の使用を制限すること。

＜消極的な保護＞

- ・特許申請は、仮明細書 (Form P6) で行い、更に申請に完全明細書を添付する場合、出願人は、発明が南アフリカ固有の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識、若しくはその用途に基づく又は由来するものであるか否かを記した供述書 (Form P26) を提出しなければならない (特許法 33A 条)。
- ・発明がこれらの資源又は知識を利用したものである場合、出願人は、出願人が生物、若しくは遺伝資源又は伝統的知識を利用する権限を有することを示す証拠を提出するよう特許登録官に求められることがある (特許法 33A 条)。
- ・特許出願のテーマが遺伝資源及び/又は関連する伝統的知識を利用している場合、出願人は当該資源の提供国並びに同国内の遺伝資源及び/又は関連する伝統的知識の出所を開示する (2015 年改正規則)。

(5) 保護期間

保護期間については、先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律 11 条⁸³で定める適格基準を満たす限り保護され、当該適格基準を満たさない場合にはその日からパブリックドメインとなる (同法 10 条)。

⁸³ 保護の適格基準

11. 第 9 条で想定される先住民族の知識の保護は、次の先住民族の知識に適用される。

(a) 先住民族コミュニティ内で世代から世代へと受け継がれてきたもの。

(b) 先住民族コミュニティ内で開発されたもの。

(c) その先住民族コミュニティの文化的及び社会的アイデンティティと関連しているもの。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

6. ケニア

(1) 伝統的知識保護に関連する主な法律

◎伝統的知識及び文化的表現保護法（2016 年第 33 号）⁸⁴

- ・環境管理・調整法（1999 年）⁸⁵
- ・2006 年環境管理・調整（生物多様性及び資源の保全、遺伝資源へのアクセス並びに利益配分）規則⁸⁶
- ・天然資源（利益配分）法案⁸⁷（2022 年 8 月）

なお、スワコプメントプロトコルへ署名しているが、未批准である。

(2) 伝統的知識の定義

伝統的知識及び文化的表現保護法では、「伝統的知識」について以下のとおり定めている（2 条）。

伝統的知識とは、以下のものを含むすべての知識を指す。

(a)地域社会の伝統的な生活様式に組み込まれた、ノウハウ、技術、イノベーション、習慣、及び学習等の伝統的な文脈における知的活動及び洞察の結果である、個人、地域の、又は伝統的な地域社会に由来するもの、又は

(b)農業、環境又は医学の知識、遺伝資源又は生物多様性の他の要素に関連する知識、及び伝統建築、建設技術、意匠、商標及び表示を含む 1 つの世代から次の世代に受け継がれた、成文化された知識システムに含まれるもの。

一方、伝統的知識及び文化的表現保護法で、文化的表現については、以下のように定めている（2 条）。

「文化的表現」とは、有形無形に関わらず、あらゆる形式の、伝統的な文化及び知識が表現、表出、又は明示されるものを指し、以下の表現形式の又はそれらの組合せを含む。

(a)物語、叙事詩、伝説、詩、謎かけを含む言語表現、その他の話、言葉、サイン、名称、及び象徴、

(b)歌及び楽器演奏を含む音楽表現、

⁸⁴ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_03/Kenya_TK_Act_no_33_2016.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸⁵ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Kenya_Environment_Law_no8_1999_select.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸⁶ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Kenya_Environment_ABS_Regulation_no160_2006.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸⁷ <http://www.parliament.go.ke/sites/default/files/2023-08/Senate%20Bill%20no6%20on%20the%20Natural%20resources%20benefit%20sharing%20bill%202022.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

(c)何らかの物質的形態に還元されたものかどうかにかかわらず、ダンス、演劇、儀式又はその他のパフォーマンスを含む、運動による表現、

(d)芸術作品の製作、ドローイング、エッチング、リトグラフ、製版、印刷、写真、デザイン、ボディペインティングを含む絵画、彫刻 (carvings)、彫像 (sculptures)、陶器、テラコッタ、モザイク、木工、金属製品、宝石、籠細工、絵画織物、刺繍、テキスタイル、ガラス製品、カーペット、衣装を含む有形の表現、手工芸品、楽器、地図、図面、ダイアグラム、建築建物、建築模型及び建築形態。

(3) 受益者の範囲

伝統的知識の所有者及び保有者（伝統的知識及び文化的表現保護法 9 条）である。

(4) 保護範囲

- ・ 伝統的知識及び文化的表現保護法の 6 条の規定によれば、伝統的知識は以下にまで拡大される。
 - (a)経済的、儀式的、物語的、装飾的又は娯楽の目的のために、地域社会内で生成、保存及び伝達される、
 - (b)個別に又は集合的に生成される、
 - (c)地域社会と明確に関連しているか、それに属している、及び、
 - (d)管理権、守護権、又は集団的及び文化的的所有権若しくは責任の形態を通じて知識を保有していると認められ、慣例、慣習法又は儀礼によって正式又は非公式に設立されている地域社会の文化的アイデンティティに不可欠である。
- ・ 伝統的知識の保護は、いかなる方式の履行をも必要としない（伝統的知識及び文化的表現保護法 7 条 1 項）
- ・ 全ての地域社会は、①地域社会の伝統的知識の利用の承認、②情報に基づく事前の同意のない伝統的知識の利用の回避に係る独占的権利を有する（伝統的知識及び文化的表現保護法 10 条 1 項）。
- ・ 他の全ての権利、救済及び訴権に加えて、所有者は自ら無許諾による伝統的知識の利用者に対して法的手続きを開始する権利を有する（伝統的知識及び文化的表現保護法 10 条 2 項）。
- ・ 全ての地域社会は、その伝統的知識の利用の承認の手続きを規定する地域社会規則を作成し、採択する（伝統的知識及び文化的表現保護法 10 条 3 項）。
- ・ 作成した規則は、伝統的知識を登録している間に政府に提出する（伝統的知識及び文化的表現保護法 10 条 4 項）。
- ・ 従来 of 文脈を超えて伝統的知識又はフォークロアを利用する者は、これらの所有者を認識し、その出所を示し、その知識又は表現を有する者の文化的価値を尊重した方法で利用する（伝統的知識及び文化的表現保護法 11 条）。
- ・ 保護された伝統的知識が所有者又は権利保有者によって十分に活用されていない場合、又は所有者や権利保有者が開発のためのライセンスを拒んだ場合、担当機関は所有者の情報に基づく事前の同意を得て、憲法 40 条 3 項(b)に則り、開発のための強制ライセンスを許可することができる（伝統的知識及び文化的表現保護法 12 条 1 項）。
- ・ 強制的なライセンスの適切な補償金に関する当事者間の合意がない場合には、管轄権を

有する裁判所が当事者の申請に基づき、補償を決定する（伝統的知識及び文化的表現保護法 12 条 2 項）。

- ・当事者間の合意がない紛争の場合、担当機関は、代替的紛争解決機構を通じてその事項を照会する（伝統的知識及び文化的表現保護法 12 条 3 項）。
- ・担当機関は、強制ライセンス付与の基準及び条件を定める規則を作成しなければならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 12 条 4 項）。
- ・フォークロアは、悪用、誤用、違法なアクセス又は搾取の全ての行為から保護される（伝統的知識及び文化的表現保護法 17 条）。
- ・何人も、いかなる方法においても、伝統的知識及びフォークロアを悪用、誤用、濫用、不当、不公平又は違法にアクセスしたり搾取したりしてはならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 1 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアは、所有者の情報に基づく事前の同意なしにこれらの再現、出版、公の場での上演又は展示、ラジオ、テレビ、衛星、ケーブル又はその他の通信手段による公衆への放送、翻訳、脚色、編曲、変更又は改変、写真、映画又は録音等のプロセスを通じた定着、オンライン又は電子的な伝達を可能にすること、派生的作品の創作、及び伝統的知識又はフォークロア、又はこれらの派生製品の作成、売り出し、販売、輸入又は輸出による利用をしてはならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 2 項）。
- ・18 条 2 項にかかわらず、所有者は文化的権利を行使する際に、同 2 項で述べた方法でフォークロアを利用する権限を有する（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 3 項）。
- ・中央政府は、伝統的知識及びフォークロアの事前の同意のない悪用、誤用又は違法なアクセス及び搾取を地域社会が防止することを可能とする仕組みを確立する（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 4 項）。
- ・何人も、関係する地域社会を軽んじたり、その感情を害させたり、地域社会との誤った関係を示したりするような方法、又は地域社会を不名誉又は悪評に陥れるような方法によってフォークロア又はその派生物であるところの言葉、記号、名称及び象徴を利用したり、そのフォークロア又はその派生物に関する知的財産権を取得又は行使したりしてはならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 5 項）。
- ・担当機関は、地域社会が、フォークロアの承認を得ていない開示、その後の利用、及び秘密にされているフォークロアに対する知的財産権の取得及び行使を防止する手段を持つこととなるような機構を確立する（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 7 項）。
- ・18 条にかかわらず、伝統的知識又はフォークロアの保護は、①特定の伝統的な地域社会の構成員が、その地域社会の慣習法及び慣行に従って、これらの通常とおりの利用、開発、交換、普及及び伝達することを制限又は妨げてはならない、②商業的利益のためであるかにかかわらず、伝統的又は慣習的な文脈から外れて行われる伝統的知識又は文化的表現の利用にのみ拡張すること、③非商業的利用の要求への対応に必要となる可能性のある他の例外（教育、研究等）に従う（伝統的知識及び文化的表現保護法 19 条 1 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアの利用者は、情報に基づく事前の同意を得たうえで利用の過程において、所有者又はこれらに由来する出所を示し、所有者を十分に認知しなければならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 19 条 2 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアの利用は、公正なで、関連する地域社会の慣習法、儀礼、

及び慣行に適合しなければならず、伝統的知識又はフォークロアの出所として認められた地域社会に不快感を与えるものであってはならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 19 条 3 項）。

- ・派生的作品に関連して存在する著作権、商標権、特許権、意匠権、地理的表示又はその他の知的財産権は、関連する知的財産法の定めるところにより、作品の作成者に帰属する（伝統的知識及び文化的表現保護法 20 条 1 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアに基づく派生的作品を、商業又は産業目的で利用する場合は、権利保有者と認められた利用者との間で、公認の利用者合意が締結されるものとする（伝統的知識及び文化的表現保護法 20 条 2 項）。
- ・20 条 2 項に基づく利用の合意は、①権利保有者への公正で衡平な金銭的又は非金銭的補償を規定する利益配分の合意を含むもの、②派生的作品が基づいているところの伝統的知識又はフォークロアを、保有者又はそれが発生した地理的出所への言及によって特定及び開示することを規定するもの、③派生的作品における伝統的知識又は文化的表現は、権威を行うような扱いを受けないことを宣言するものである（伝統的知識及び文化的表現保護法 20 条 3 項）。
- ・伝統的知識及びフォークロアに係る違法行為を行っており、当該の各物品若しくは品目について、5 年以下の懲役若しくは 50 万シリング以下の罰金、又は 10 年以下の懲役若しくは 100 万シリング以下の罰金に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 1 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアを、商業的又は産業的性質かを問わず、認可を得ずに非慣習的に利用した者は、違法行為を行い、有罪判決を受けた場合、100 万シリング以下の罰金か、5 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 2 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアの出所を認知しなかった者で、違法行為を行い、有罪判決を受けた場合、100 万シリング以下の罰金か、5 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 3 項）。
- ・当該地域社会の文化的利益に不利となる方法で、歪曲、不完全化、その他の改変又は名誉毀損行為を行った者は、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、100 万シリング以下の罰金か、5 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 4 項）。
- ・それらが言及するところの商品及びサービスに関連して、特定の伝統的知識又はフォークロアを頼っている若しくは引き合いに出している、又はその保有者による是認若しくはその保有者との繋がり示すような、誤認又は混同を招くあらゆる示唆又は主張をする者は、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、200 万シリング以下の罰金か、10 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 5 項）。
- ・保護されている伝統的知識又はフォークロアについての知的財産権を、許諾を得ずに入手し行使した者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、200 万シリング以下の罰金、又は 10 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 6 項）。
- ・秘密の伝統的知識又はフォークロアを、許諾を得ずに開示、引き続いて利用、又はそれ

らの知的財産権を入手、行使した者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、200 万シリング以下の罰金か、10 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 7 項）。

- ケニアの伝統的知識又はフォークロアに関連する物品又はその他の物を、輸入が本法に違反することを知っていることを合理的に判断される状態でありながら、故意に輸入した者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、50 万シリング以下の罰金か、3 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 8 項）。
- 伝統的知識又はフォークロアに関連する物品又はその他の物を、商業的又は産業的性質かを問わず、許諾を得ずに非伝統的利用のためにケニアから輸出した者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、50 万シリング以下の罰金か、3 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 9 項）。
- 許諾を得ず伝統的知識及びフォークロアを搾取する目的で利用又は利用されることを意図されている何らかの考案品を作製する又は所有している者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、50 万シリング以下の罰金か、3 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 10 項）。
- 裁判所は、伝統的知識又はフォークロアに係る違法行為について、差止、損害賠償、文化的権利が侵害されている旨の宣言、侵害者による公の謝罪、伝統的知識又はフォークロアの所有権の誤った帰属又は名誉棄損的な扱いの中断又は取消、違反物品による違反者が得た利益の説明、前記利益の没収、違反品の引渡し又は没収、違反品の製造、輸入又は輸出された物の差押え、伝統的知識又はフォークロア又はその派生物に基づいて不正に取得された知的財産権の取消又は無効化、状況に応じた適切な判断を行う（伝統的知識及び文化的表現保護法 39 条 1 項）。

（５）保護期間

規定なし。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

7. ザンビア

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

©2016 年第 16 号伝統的知識、遺伝資源及び伝統的文化表現の保護法⁸⁸（以下「ザンビア保護法」という。）

⁸⁸ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16181>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

○2016 年第 40 号特許法⁸⁹（以下「ザンビア特許法」という。）

なお、スワコプメントプロトコルの締約国である（2015 年 8 月 28 日に締約国となった。）。

（２）伝統的知識の定義

「伝統的知識」とは、遺伝資源に関連する特定の主題領域、技術分野、医学分野に限定されず、伝統的な文脈における知的活動及び洞察の結果である伝統的なコミュニティ、個人又はグループに由来し、その知識が伝統的なコミュニティの伝統的な生活様式に体现され、又は知識体系に体系化され、世代から世代へと受け継がれているあらゆる知識を意味する（ザンビア保護法 2 条）。

「伝統的知識システム」とは、伝統的地域社会の伝統的知識を意味し、環境の保全、食糧安全保障、持続可能な農業、人々の健康の改善、科学技術の進歩、文化遺産の保存と保護、芸術的スキルの開発、文化的コンテンツとフォークロアやその他の芸術的表現の多様性の向上に対するコミュニティによる貢献を含む（ザンビア保護法 2 条）。

ザンビア特許法によれば、「伝統的知識」とは、「遺伝資源に関連する特定の主題領域、技術分野、医学分野に限定されず、伝統的な文脈における知的活動と洞察の結果である伝統的なコミュニティ、個人、またはグループに由来し、伝統的なコミュニティの伝統的な生活様式に具体化され、又は知識体系に体系化され、世代から世代へと受け継がれているあらゆる知識を意味する。」と定められている（ザンビア特許法 2 条）。

（３）受益者の範囲

伝統的知識の所有者又は伝統的地域社会である（ザンビア保護法 3 条）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

ザンビア保護法の 4 条では、「(a)伝統的知識、遺伝資源、及びフォークロアに関する保有者の権利の侵害に対する保護、(b)伝統的知識及びフォークロアの不正流用、誤用、及び違法な搾取に対する保護、(c)保有者と利用者の権利と利益の公平なバランス、(d)現地及び現地外で発見された遺伝資源の不正流用及び違法な搾取に対する保護、(e)伝統的知識、遺伝資源、及びフォークロアに関する知的財産権の不適切な付与及び行使。」を保護すると定めている。

(2) 保有者は、保有者の事前の同意なく、(1)項に反する行為をした者に対して、本法に規定される保有者に認められるすべての権利、救済手段、措置を含め、法的措置を講じる権利を有する。

(3) 本法は、伝統的文脈における伝統的知識、遺伝資源、及びフォークロアに関する多様かつ総合的な概念を制限又は定義するものとして解釈されるものではなく、伝統的知識、遺伝資源、及びフォークロアの動的かつ進化する性質を考慮して解釈及び施行されるものとする。

⁸⁹ <https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/The%20Patents%20Act%20No.%2040%20of%202016.pdf>
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

(4) 保有者は、以下の利益を享受し、以下の権利を行使することができる。

(a) スワコプムンドプロトコルに従って国境を越えた伝統的知識及びフォークロアを登録する。

(b) 機関に遺伝資源を記録できる。

(c) 伝統的知識及びフォークロアに関する知的財産権を保護できる。

(d) 伝統的知識及びフォークロアを **ARIPO** に登録し、当該伝統的知識及びフォークロアの商業的利用から生じる利益を得ることができる。

(e) 国境を越えてさまざまな伝統的地域社会が共有する伝統的知識及びフォークロアから生じる紛争を解決するために、**ARIPO** の代替紛争解決手続きを利用できる。

(f) **ARIPO** においてライセンスされた伝統的知識及びフォークロアに関する情報の使用について、事前の情報に基づく同意を与える。

(5) 伝統的知識、遺伝資源、フォークロアへのアクセス及び使用には、以下の原則及び概念が適用され、その基礎となるものとする。

(a) 伝統的知識体系、伝統的知識、遺伝資源、フォークロアの社会的、文化的、精神的、経済的、知的、科学的、生態学的、農業的、医学的、技術的、商業的、教育的価値を認識し、これらを尊重する。

(b) 伝統的知識、遺伝資源、フォークロアを適切に管理する権限を保有者に与えることにより、保有者の実際のニーズに応える。

(c) 伝統的知識の不正流用及びその他の不公正で不公平な使用の抑制。

(d) 伝統に基づく創造性と革新、及び社会、保有者とユーザーの相互利益のための技術移転の保護と促進。

(e) 伝統的知識システムの支援。

(f) 利益分配の促進。

(g) ボトムアップ型の開発アプローチのための伝統的知識の利用の促進。

(h) 事前の情報に基づく同意。

(i) 公正な競争。

(j) 伝統的知識、遺伝資源、フォークロアにおける革新を保護するための特許制度の利用。

(k) 商標、団体商標、認証マーク、地理的表示などの識別標識の使用。

(l) 伝統的地域社会が伝統的知識、遺伝資源、フォークロアの保管を含む、伝統的知識を開発、保持、伝達する方法を定義する慣習法と慣行の認識。

<消極的な保護>

ザンビア特許法 17 条において、「15 条にかかわらず、次に掲げる発明について特許は付与されず、当該発明は 15 条(2)に定める保護の対象から除外される。」とあり、同(j)において、「伝統的知識であるか、伝統的知識の集合体もしくは複製である発明。」と定められ、伝統的知識についての消極的な保護がなされている。

特許付与の申請が遺伝資源又は関連する伝統的知識、あるいはその両方を利用する発明に係る場合、申請者は「生物多様性条約に従って遺伝資源又は関連する伝統的知識の原産国」及び「遺伝資源又は関連する伝統的知識を提供している国における出所」を明らかにしなければならない（ザンビア特許法 28 条）。

個人、国を含めて、特許出願が公告された日から 3 か月以内、又は特許登録官が許可す

る追加期間内に、特許付与が確定される前であればいつでも、次のいずれかの理由を記載した異議申立書を登録官に提出することにより、特許の付与に異議を申し立てることができるが、そのうちの1つが「(s) 出願が伝統的知識に係る発明であること。」であると定められている（ザンビア特許法 56 条）。

（5）保護期間

ザンビア保護法によれば、「伝統的知識は、14 条に規定する保護基準を満たす限り保護されるものとする。」としているが、例外的に、「伝統的知識が個人にのみ属する場合には、本法に従って与えられる保護は、個人が伝統的知識を当該伝統的な文脈を超えて利用した後 25 年間継続するものとする。」と規定している（24 条）。

（6）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（7）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

8. エチオピア

（1）伝統的知識保護に関連する主な法律

- ◎ 遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する法律（法律第 482/2006 号）⁹⁰（以下「エチオピア法律」という。）
- ・ 遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する規則（規則第 169/2009 号）⁹¹（以下「エチオピア規則」という。）

（2）伝統的知識の定義

「伝統的知識」そのものについての定義はなく、「コミュニティの知識」について、「遺伝資源の保全及び利用に関して地域社会が何世代にもわたって創造又は発展させてきた知識、慣行、工夫又は技術を意味する。」と定めている（エチオピア法律 2 条）。

（3）受益者の範囲

コミュニティの知識の所有権は、関連地域社会に付与される（エチオピア法律 5 条 2 項）。

なお、遺伝資源の所有権は、政府及びエチオピア国民に付与される（エチオピア法律 5 条 1 項）。

（4）保護範囲

コミュニティの権利の保護は、アクセス規制権、利用権、利益配分権、コミュニティの

⁹⁰ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ethiopia_ABS_Proc_no482_2006.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹¹ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ethiopia_ABS_Reg_no169_2009.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

権利の保護であるが、それぞれ以下のとおり規定されている。

＜積極的な保護＞

・地域社会は、自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識に関し、以下の権利を有する。

- 1) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスを規制する権利
- 2) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識を利用する不可譲の権利
- 3) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識の利用から生ずる利益の配分を受ける権利（エチオピア法律 6 条）

・ 1) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスを規制する地域社会の権利には以下が含まれる。

a) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対し、情報に基づく事前の同意を与える権利

b) 情報に基づく事前の同意を与える権利を行使する際、意図されたアクセスが自らの文化遺産又は自然遺産の完全性を損なうと考えられる場合に同意を拒否する権利

c) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対して自らが与えた情報に基づく事前の同意が、自らの社会経済生活又は自然遺産若しくは文化遺産に悪影響を及ぼす可能性があると分かった場合、当該同意を撤回又は制限する権利

d) 自身の地域内の遺伝資源へのアクセスに対して研究所が与えた情報に基づく事前の同意が自らの社会経済生活又は自然遺産若しくは文化遺産に悪影響を及ぼす可能性があると分かった場合、当該同意の制限又は撤回を要求する権利

2) 地域社会が自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対して情報に基づく事前の同意を与える際の条件及び手続きは、規則によって規定するものとする。（エチオピア法律 7 条）

・ 1) 地域社会は、自らの慣行又は規範に従って生計を維持するうえで、自身の地域内の遺伝資源又はコミュニティの知識をコミュニティ内で利用又は交換する不可譲の権利を有する。

2) 遺伝資源及びコミュニティの知識の利用及び交換に関する地域社会の伝統的制度は、法的に制限されないものとする。（エチオピア法律 8 条）

・ 1) 地域社会は、自身の地域内のコミュニティの知識の利用から生ずる利益の配分を受ける権利を有する。

2) 地域社会は、この法律の 18 条 1 項に従って自身の地域内の遺伝資源の利用から生ずる利益のうち、金銭として生ずる利益の 50%を政府から受け取る権利を有する。

3) 本条 1 項及び 2 項に基づいて受領した金銭は、関連地域社会の共通の利益のために利用するものとする。

4) 地域社会の共通の利益のために当該金銭を利用する手続きは、この法律に基づいて発行される規則によって規定するものとする。（エチオピア法律 9 条）

・ 1) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識に関する地域社会の権利は、関連

コミュニティの慣行及び規範に定められる通り保護される。

2) コミュニティの知識は、関連地域社会の慣行及び規範に従って特定、解釈及び確認するものとする。

3) コミュニティの知識が登録されていないことをもって、それがコミュニティの権利によって保護されていないものと解釈してはならない。

4) 特定の遺伝資源若しくはコミュニティの知識が公表若しくは口頭説明されていること又はジーンバンクその他の保全センターに遺伝資源が存在すること若しくはそれが利用されていることは、それがコミュニティの権利として保護されることに何ら影響を与えないものとする。(エチオピア法律 10 条)

(5) 保護期間

規定なし。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

9. ブラジル

ブラジルは、WIPO において以下のことを報告している⁹²。

- ブラジルの法制度では、遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現に関する情報システムが規定されており、法令第 13,123/2015 は、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスを規制し、遺伝資源へのアクセス、伝統的知識の保護、及びその利益分配のシステムを確立している。遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスの登録と管理のために、SisGen と呼ばれるオンラインプラットフォームが構築され、当該オンラインプラットフォームは、CGen（遺伝遺産管理評議会）によって管理されている。
- ブラジルは、慣習法と慣行の重要性を認識し、法令第 13,123/2015 は、遺伝資源に関連する伝統的知識の承認を具体的に規定し、先住民及び伝統的地域社会との事前のインフォームドコンセントと利益分配の取得手順を確立している。また、共同体議定書は、伝統的知識と遺伝資源の管理者である共同体と、研究、開発、又は商業目的でそれらにアクセスしようとする人々との間の法的文書として認められている。
- ブラジルでは、特許出願において遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用を開示する要件も、法令第 13,123/2015 号によって規制されている。
- 無形文化財の登録（2000 年 8 月 4 日の法令第 3.551 号により規制）は、無形文化遺産の保存、認識、評価を目的とした法的手段であり、文化省管轄の国立芸術歴史遺産研究所（IPHAN）によって管理されている。
- ブラジルは生物多様性条約の締約国であり、生物多様性条約には遺伝資源に関連する伝

⁹² <https://www.wipo.int/export/sites/www/tk/en/igc/docs/survey-information-systems-brazil.pdf>
2023 年 5 月 12 日の WIPO 調査による（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

統的知識の保護に関する規定が含まれており、締約国は先住民及び地域社会の伝統的知識に関する権利を保護し促進するための措置を策定する必要がある。

- **SisGen** は、特許出願における遺伝資源の起源と関連する伝統的な知識を開示するためのツールとして機能する。したがって、**SisGen** は、ブラジルにおける遺伝資源及び関連する伝統的知識の保護のための重要な情報システムであり、アクセスと利益の分配に関するブラジルの法的義務の遵守を確保する上で重要な知的財産関連の機能を果たしている。
- 伝統的知識及び伝統的文化表現に関しては、**IPHAN** は、祝賀行事、表現形式、場所、知識など、認定されたブラジルの無形文化遺産に関する情報を含む登録文化財デジタルリポジトリを管理しているが、知的財産関連ではない。
- **SisGen** を通じて達成しようとしている主な知的財産関連の目的は、特許出願における遺伝資源の起源と関連する伝統的知識の開示である。これは、生物多様性条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ公平な分配に関する名古屋議定書に基づくアクセス及び利益分配義務の遵守を確保することを目的とするものである。
- 特許出願者は、法令第 13,123/2015 に準拠しているかどうかを明らかにし、対応する登録番号を提供する必要がある。当該開示は、特許出願の提出時に行う必要がある。
- **SisGen** には、提供者とユーザーの識別、アクセスの目的と範囲、遺伝遺産と関連する伝統的知識の説明、取得サイトの地理的参照位置、アクセスの条件、先住民と地域社会によって与えられた事前のインフォームドコンセント、遺伝遺産と関連する伝統的知識の利用から生じる利益分配の条件と合意など、遺伝遺産と関連する伝統的知識へのアクセスに関連する情報が含まれている。
- 神聖な伝統的知識や秘密の伝統的知識などの機密性の高い情報も、関連する伝統的知識へのアクセスに関連する場合は、**SisGen** に含まれることがある。ただし、法令第 13,123/2015 及びその規則では、遺伝的遺産に関連する伝統的知識の機密性と機密性の保護が規定されている。したがって、この種の情報へのアクセスは、権限のある関係者に制限され、機密保持契約の対象となる場合がある。
- 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者は、**SisGen** 内の情報を特徴づけ、文書化する責任がある。利用者は、提供した遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の起源と特徴、及びアクセスや使用に関する制限について、正確かつ完全な情報を提供する必要がある。
- **CGen** の事務局長は、**SisGen** の情報の管理を行い、その正確性、完全性、セキュリティを確保する責任を負う。また、研究者、企業、政府機関などの許可されたユーザーに情報へのアクセスを許可する権限も持っている。
- 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識のユーザーは、必要に応じて **SisGen** に新しいエントリ又は登録を追加できる。ただし、アクセスと利益の共有に関する法的及び規制上の要件に準拠する必要がある。
- 先住民と地域社会は、**SisGen**、特に遺伝資源に関連する伝統的知識の文書化において重要な役割を担っている。法律では、先住民が伝統的知識を所有、管理、保護を行い、そこから利益を得る権利を認めており、彼らの伝統的知識へのアクセスを許可する前に、自由意志に基づく事前の十分な情報に基づく同意を得ることを義務付けている。
- 法律に従い、**CGen** は **SisGen** システムの管理と情報の管理に責任を負う。システムのコテンツへのアクセスは登録ユーザーのみに許可される。

- ・アクセス権は、ユーザーのカテゴリ（事務局メンバー、CGen 評議会メンバー、執行機関当局、先住民及び地域社会、遺伝資源及び伝統的知識のユーザーなど）に応じて異なる場合があり、コンテンツのカテゴリごとにアクセスレベルが異なる。たとえば、先住民及び地域社会は、保有する遺伝資源又は関連する伝統的知識の伝統的な使用法や慣行に関するデータなど、自らに関連する特定の情報にアクセスできる場合がある。
- ・企業秘密、秘密知識などの機密情報へのアクセスは、情報保有者の正当な利益を保護するために、追加の制限及び手続きの対象となる場合がある。
- ・先住民及び地域社会の代表者は CGen 評議会のメンバーであるため、制限情報を含む SisGen 登録情報に完全にアクセスできる。CGen は、ブラジルの ABS 機関でもあるため、CGen 評議会の先住民及び地域社会の代表メンバーは、SisGen の実装と管理に関連する規則や規制を提案できる。
- ・SisGen に遺伝資源及び関連する伝統的知識を含めることで、知的財産権が確立されるわけではない。むしろ、遺伝資源及び関連する伝統的知識にアクセスして使用する者は、その活動を開示し、アクセスと利益分配に関する法的要件を遵守することがブラジルの法律で義務付けられている。SisGen は、これらの法的要件の遵守を監視するツールとして機能し、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の使用における透明性と追跡可能性を提供する。
- ・国境を越える事例に関しては、ブラジルの法律（法令第 13,123/2015 及び政令 8772/2016）により、名古屋議定書に従って、関係国間でアクセス及び利益分配に関する協定を締結することが義務付けられている。
- ・競合する請求に関する紛争については具体的な規定がなく、CGen は遺伝資源、伝統的知識へのアクセスや利益分配に関するあらゆる状況に対して上訴機関として機能することができる。

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎法令第 13,123/2015 号⁹³（2015 年 5 月）

◎政令第 8772 号⁹⁴（2016 年 5 月）

・通信第 147 号⁹⁵（2015 年 5 月）

・2013 年第 69 号 INPI 決議⁹⁶

○ブラジル産業財産法⁹⁷（2021 年 9 月）

⁹³ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_no13123_20150520_rev2.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁴ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_no_8772_2016.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁵ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_Vetoes_no147_20150520.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁶ https://www.gov.br/inpi/pt-br/backup/legislacao-arquivo/docs/resolucao_69-2013.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁷ 特許庁の和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

（２）伝統的知識の定義

法令第 13,123/2015 号では、「関連する伝統的知識」を「財産又は遺伝資源の取得の直接又は間接の利用に関する先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民の情報又は慣行」と定義し、「出所が確認できない関連する伝統的知識」を「その出所の関連性が少なくとも先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民の 1 つであると確認できない伝統的知識」と定義している（2 条）。

（３）受益者の範囲

先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民である（法令第 13,123/2015 号 2 条、政令 8772 号 12 条）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

・法令第 13,123/2015 号 8 条

先住民又は伝統的地域社会、伝統的農民の遺伝遺産に関連する伝統的知識は、本法により、その不法な使用及び利用から保護される。

第 1 項 国家は、本法及び規則に従い、国の遺伝遺産に関連する伝統的知識の保全及び持続可能な利用に係る事柄に関する国家レベルの決定手続に参加する権利を先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民に対して認める。

第 2 項 本法における遺伝遺産に関連する伝統的知識とは、ブラジルの文化遺産を構成するもので、CGen 又は特定の法律の定めるところに従い、データベースに保管され得る。

第 3 項 関連する伝統的知識は、以下の手段等を通じて認知される。

I — 学術出版物

II — 登録及びデータベースへの記録、又は

III — 文化的インベントリー

第 4 項 先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民同士による、遺伝遺産及び関連する伝統的知識の交換及び普及は、自らの利益のため、その習慣、慣習及び伝統に基づいて行われる場合、本法の定める義務は免除される。

・法令第 13,123/2015 号 9 条

出所が特定可能な関連する伝統的知識の取得は、事前の情報に基づく同意が条件づけられている：

第 1 項 事前の情報に基づく同意の証明は、規則に基づき、先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民の判断で、以下の手段により行われる。

I — 事前同意書の署名

II — 同意の視聴覚的記録

III — 管轄の公的機関の意見書、または

IV — 地域社会の慣習に基づく手段の採用

第 2 項 出所の特定できない関連する伝統的知識の取得は、事前の情報に基づく同意に左右されない。

第 3 項 農業活動のための地域の伝統的若しくは土着化した植物種、又は地域に適応した又は土着化した動物種の遺伝遺産の取得は、植物種または動物種の起源となった、出所不

明の関連する伝統的知識の取得を含んでおり、これらを栽培または飼育し、開発し、所有し、保持または保存している先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民の事前の合意に左右されない。

・法令第 13,123/2015 号 10 条

関連する伝統的知識を作り、発展させ、所持し、又は保存している先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民に対しては、以下の権利が保障される：

I — その遺伝遺産の発展と保全に対する貢献は、あらゆる刊行物、使用、利用及び普及手段において認められる。

II — あらゆる刊行物、使用、利用及び普及手段において、関連する伝統的知識の取得源が表示される。

III — 本法に従い、第三者による、直接又は間接的な関連する伝統的知識の経済的利用による利益を受け取る。

IV — 規則に従い、関連する伝統的知識の取得及びその取得に由来する利益配分に関係する事項の決定過程に参加する。

V — 1997 年 4 月 25 日付の法律第 9,456 号及び 2003 年 8 月 5 日付の法律第 10,711 号の規定に則り、遺伝遺産又はそれに関連する伝統的知識を含む生産物を自由に使い、又は販売する。また、

VI — 遺伝遺産又はそれに関連する伝統的知識を含む繁殖素材を保全し、取扱い、保管し、生産し、交換し、開発し、改良する。

第 1 項 先住民又は伝統的地域社会の一個人が所持しているとしても、本法の目的に従い、いかなる遺伝遺産に関連する伝統的知識も、集団的性格を有すると判断される。

第 2 項 公的資金により運営されている、国内の機関において、生息域外コレクションとして維持されている遺伝遺産、並びに右に関連する知識は、規則に従い、先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民により取得され得る。

・政令第 8772 号 12 条

関連する伝統的知識へのアクセス及びそのアクセスから得られる利益の配分に関連した事項における決定プロセスに、関連する伝統的知識を創り、開発し、保持又は維持する先住民、伝統的地域社会及び伝統的農家が参加する権利は保証されている。

第 1 項 起源が明確になっている関連する伝統的知識へのアクセスは、事前の情報に基づく同意が得られている場合にのみ許可される。

第 2 項 起源が明確になっていない関連する伝統的知識へのアクセスは、事前の情報に基づく同意には縛られない。

第 3 項 ある特定の関連する伝統的知識を創り、開発し、保持又は維持する先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家は、2015 年法律第 13,123 号の 9 条 3 項の仮定を除き、その知識の明確な起源とみなされる。

・政令第 8772 号 13 条

先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家は、起源が明確になっている自らの関連する伝統的知識へのアクセスへの同意を拒否することができる。

・政令第 8772 号 14 条

起源が明確になっている関連する伝統的知識の提供者は事前の情報に基づく同意を証明

する方法を選択し、その様式を含む利益配分協定、その文面及び条件を自由に交渉し、それを拒否する権利を保持する。

第1項 各当事者は、関連する伝統的な知識へのアクセスの登録を実行するための期限及び同意の対象を定めることができるが、2015年法律第13,123号12条2項の規定する時間的制限を超えることはできない。

第2項 先住民、伝統的地域社会及び伝統的農家の権利を保護し、支援し、その活動を推進する連邦の組織及び団体は、その保持者からの依頼を受けた場合、事前の情報に基づく同意の取得活動と利益配分協定の交渉をサポートする。

第3項 2項の規定に関し、連邦の組織及び団体は CGen 事務局の技術的サポートを要請することができる。

・政令第8772号15条

事前の情報に基づく同意を関連する伝統的知識の提供者から得る場合には、先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家の組織の伝統的な形態に敬意を払い、該当する場合には、その地域社会の儀礼に敬意を払う。

・政令第8772号16条

事前の情報に基づく同意を得るに当たり、利用者は以下の方針を遵守すること：

I-先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家に以下を明確に説明する：

a) 関連する伝統的知識にアクセスすることに関わる活動が実行されることによってもたらされる社会、文化及び環境への影響；

b) その活動を実行することによる、またその結果に対する各当事者の権利及び責任；及び

c) 先住民、伝統的地域社会及び伝統的農家は関連する伝統的知識へのアクセスを拒否する権利を有する。

II – 商業的利用からもたらされる金銭的又は非金銭的な利益の配分方式については先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家と共同でそれを定める；及び

III – 事前同意プロセスの進行中、先住民、伝統的地域社会及び伝統的農家は関連する伝統的知識へのアクセスを拒否することができる。

・政令第8772号17条

16条の定める方針を遵守し、事前の情報に基づく同意を証明する契約書は、先住民、伝統的地域社会、及び伝統的農家の理解できる言語で作成され、以下のものを含むこと：

I – 事前の情報に基づく同意を得るまでのプロセスの履歴の説明；

II – 先住民、伝統的地域社会、又は伝統的農家の組織及び代表の伝統的な形式の説明；

III – 調査の目的、その手法、期間、予算、期待される利益及び事業の予算の出所；

IV – アクセスの対象である関連する伝統的知識に対して意図されている利用法；及び

V – 事業が包含する地理的エリア並びに先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家

補項 本条項の冒頭部が述べる契約書はさらに、事前の情報に基づく同意を得るプロセスの期間中、先住民、伝統的地域社会、又は伝統的農家が技術的又は法的な支援を受けたかどうかを明確に言及すること。

・政令第8772号18条

その土地の伝統的な若しくは土着化した植物種、又はその土地に適応した若しくは土着化した動物種の農業活動のための遺伝遺産へのアクセスは、その植物種又は動物種の起源

となった出所不明の関連する伝統的知識へのアクセスを含んでおり、その植物種又は動物種を飼育し、開発し、維持し、又は保存している先住民、伝統的地域社会、又は伝統的農家による事前の同意に左右されない。

第1項 2015年法律第13,123号2条XXIVの規定により、食料、飲料、繊維、エネルギー及び植林された森林を生産し、処理し、販売する活動を農業活動と見なす。

第2項 第1項の規定するエネルギーの中にはエタノール、バイオディーゼル、バイオガス及びバイオマスを処理することによって発生する電力のコジェネレーションが含まれる。

第3項 農業活動の考え方に当てはまらない活動については、その土地の伝統的な若しくは土着化した植物種、又はその土地に適応した若しくは土着化した動物種の農業活動のための遺伝遺産へのアクセスは、その植物種又は動物種の起源となった関連する伝統的な知識を含んでおり、2015年法律第13,123号及び本政令の規定する関連する遺伝遺産へのアクセスに関する規定が適用される。

第4項 本条項の冒頭部が述べるその土地の伝統的な若しくは土着化した植物種の遺伝遺産へのアクセスの場合、利用者は、アクセスの対象となった植物種の繁殖素材を公的機関が保有する生息域外（*ex situ*）コレクションに提出すること。ただし、当該植物種を当該コレクションから入手した場合を除く。

・政令第8772号19条

関連する伝統的な知識を創り出し、開発し、維持し、保存する先住民、伝統的地域社会、及び伝統的農家に対しては、1997年4月25日付法律第9,456号の規定及び2003年8月5日付法律第10,711号の規定に従い、遺伝遺産又は関連する伝統的知識を含む製品を自由に利用し販売する権利が保証されている。

第1項 Anvisaは1999年1月26日付法律第9,782号の定める権限内において、本条項の冒頭部が述べる製品の生産と販売を規制する。

第2項 第1項の定める規定は簡素な手順を定め、その際にはその利用、習慣及び伝統を考慮しつつ、先住民、伝統的地域社会、及び伝統的農家が参加してそれを定める。

<消極的な保護>

ブラジル産業財産法において、伝統的知識に基づく発明に係る特許出願時における出所開示義務を明文規定していないが、2013年第69号INPI決議2条に基づき、当該する特許出願について CGen から取得した許可番号を INPI に通知しなければならず、CGen へのアクセス許可の申請の際には、伝統的知識の出所も記載しなければならないことから、実質的に出所開示が求められることになる。

(5) 保護期間

規定なし。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

10. エクアドル

エクアドルにより WIPO へ以下が報告されている⁹⁸。

- エクアドルでは、知識、創造、イノベーションの社会経済に関する法律（COESCCI）の中で、情報システムの構築が確立されており、1 つは遺伝資源に言及し、もう 1 つは伝統的知識に言及しており、関連するトピックは伝統的文化表現にも及んでいる。遺伝資源に関しては、生物多様性に関する公的科学研究機関を管轄する国立遺伝資源バンク（COESCCI71 条）がある。伝統的知識に関しては、伝統的知識の自発的寄託や知的財産の問題に関する管轄国家当局として国家知的権局が担当する（COESCCI523 条）。また、同局が正当な所有者の管理及び保管の下にある伝統的知識のコミュニティ登録簿の承認（COESCCI524 条）を行う。
- エクアドルはアンデス共同体の加盟国として、遺伝資源へのアクセスに関する共通制度（アンデス決定 391）の一部であり、その中には前述の主題に言及した情報システムに関する規定がある（50 条及び第 3 補足規定）。
- COESCCI71 条は、生物多様性に関する公的科学研究機関を担当する国立遺伝資源バンクの創設を規定している。COESCCI の一般規則の 27 条に従って、このバンク内の情報は、他のバンク又はさまざまな国家機関の遺伝物質のリポジトリにある情報から強制的に供給される。国立遺伝資源バンクは、複製サンプルの保管としてデータ収集を保証し、天然資源を保護し、進化生物学、個体群と生態系の健全性を研究する機会を提供する技術ツールを通じて、環境汚染物質の分析など現在及び将来の世代のニーズを確保することを目指している⁹⁹。
- COESCCI の 523 条による伝統的知識の自発的寄託に関して、正当な所有者は、知的財産権の問題を管轄する国家知的財産当局（SENADI）に伝統的知識を寄託することができる。この寄託金は、正当な保有者の要請に応じて機密扱いとなり、公開が制限される場合がある。その目的は、知的財産権の申請において侵害される可能性がある伝統的知識に対する集団的権利の承認を検証する手段となることである。さらに、任意の寄託データベースは、他のものに加えて、集団の権利を永続的に監視し、知的財産権の要求を通じて正当な所有者の権利が侵害されるおそれがあるか、又は侵害されている場合に検証する手段を構成する。これらのデータベースに寄託がないことは、伝統的な知識に対する正当な所有者の集団的権利を制限するものではない。寄託金には権利を構成する効果はない。（ナレッジマネジメント規則 401 条及び 402 条）。
- ナレッジマネジメント規則 403 条によれば、正当な所有者は、生物多様性に関連するかどうかにかかわらず、慣習法に基づいて独自の伝統的知識を登録することができ、その伝統的知識は自身のコミュニティによって保護される。これらの記録は、権限のない第三者によるアクセス、使用、悪用から保護することを目的としている。
- 伝統的知識のコミュニティ登録簿は、ナレッジマネジメント規則の 403 条に従って、権

⁹⁸ <https://www.wipo.int/export/sites/www/tk/es/igc/docs/survey-information-systems-ecuador.pdf>

2023 年 5 月 12 日の WIPO 調査による（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁹ <http://inabio.biodiversidad.gob.ec/2023/03/09/delegacion-del-nibr-visita-los-siete-biocentros-que-seran-parte-del-banco-nacional-de-recursos-geneticos/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

限のない第三者によるアクセス、使用、不正利用から保護することを目的としている。

- ・ 伝統的知識と伝統的文化表現の寄託フォーム内で考慮される情報は次のとおりである。
 - a) 申請者の個人データ: 国籍、人種、名、姓、身分証明書、識別番号、性別指示。
 - b) 居住住所: 国/国籍、州、市、区、番号、郵便番号、メインストリート、セカンダリーストリート、参照。
 - c) 連絡先: 携帯電話、固定電話、メールアドレス。
 - d) 正当な所有者のデータ: 国/人、言語、コミュニティ、当該知識を共有する他の国、知識の名前、生物資源に関連するかどうか、資源の学名、一般名、使用される資源の一部、その簡単な説明、伝統的知識又は表現、伝統的文化、それを使用する人々（一般的な使用、女性、男性、子供、治療者、助産師、戦士、高齢者など）、知識の種類（世界観、狩猟、漁業、農業、食品、社会的儀式、社会共同体での使用、芸術、衣類、建設、経口感染、統合医療、社会統合、農業統合、ヘビ咬傷、チンキ剤又は染色、医学など）。
 - e) 伝統的知識又は伝統的文化表現の所在地: 州、市、区。
 - f) 付録: 伝統的知識及び写真又はビデオの自発的な寄託に対する事前及びインフォームドコンセントの証明書。

COESCCI の 523 条によれば、伝統的知識の寄託は機密として行われ、正当な所有者の要請に応じて一般公開に制限される場合がある。

- ・ エクアドルでは、遺伝資源を特徴づけ、カタログ化する権限のある組織は、国立生物多様性研究所-INABIO である。
- ・ エクアドルでは、伝統的知識と伝統的文化表現の問題に関して、情報の執筆、撮影、記録、編集を担当するのは、伝統的知識の部門を通じた国家知的財産局 (SENADI) である。
- ・ 遺伝資源データの場合、情報は国立生物多様性研究所 (INABIO) によって管理され、伝統的知識及び伝統的文化表現のトピックについては、国家知的権利局-伝統的知識の部門によって管理される。
- ・ 伝統的知識及び伝統的文化表現の責任者は、国家知的財産局 (SENADI) である。
- ・ 先住民や地域社会は、伝統的知識と伝統的文化表現（集団的権利）の正当な所有者とみなされる。
- ・ 過激な知識を自発的に寄託する場合、この登録を実施し、機密にするか公開するかにかかわらず、情報の提供を決定するのは先住民と地域社会である。
- ・ COESCCI の 523 条によれば、正当な所有者は、知的財産権の問題を管轄する国家知的財産局 (SENADI) に伝統的知識を寄託することができる。この意味で、情報が事業体によって管理されているため、必要に応じて機密性が尊重され、情報を管理することができる。この目的のために、責任機関は伝統的知識の部門であり、植物育種及び伝統的知識の国家ディレクターの監督下にある。
- ・ 伝統的知識及び伝統的文化表現の場合、自発的な寄託には機密性がある可能性があることを考慮する必要がある。したがって、この場合、コンテンツへのアクセスはない。この条件なしで行われた任意の寄託については、アクセスを正式に要求することができ、正当な保有者がこのことを確実に認識できるように努める。
- ・ 伝統的知識及び伝統的文化表現の自発的な寄託の場合、情報は公開されるか、機密となる可能性がある。機密となるカテゴリでは、アクセスが制限される。

- ・先住民と地域社会は、伝統的知識の正当な保持者として認識されている。自発的な寄託の場合、国は知的財産権の問題を管轄する当局（SENADI）が情報の管理者となる。この目的のために、先住民及び地域社会は、SENADI に対し、該当する場合には機密であっても当該情報を保護することを許可する。
- ・先住民と地域社会は、自らの情報を管理し、慣習的規範に基づいて地域レベルでの伝統的知識のコミュニティ記録を保護する。この場合、エクアドル国家は技術的及び財政的アドバイスを提供する責任を負う（COESCCI524 条）。
- ・伝統的知識及び伝統的文化表現の場合、情報システムにこれらを含めることによる法的効果として、伝統的知識の悪用を防ぐこと、知的財産権の申請において侵害される可能性のある伝統的知識に対する集団的権利を承認するための検証手段を備えることがある。
- ・エクアドルでは、共和国憲法に従って、先住民及び地域社会の集団的権利として、伝統的知識の維持、保護、発展（56 条 12 項）、伝統的知識の正当な所有者の集団的権利の承認がコミュニティ領域の正当性にあるため、その保護、有効性、行使を保証する目的でいかなる形式や登録の対象にもならない（COESCCI522 条）ことが認められ、保証される。
- ・複数のコミュニティが伝統的知識又は伝統的文化表現の同じ主体を主張する場合、COESCCI の 516 条は、共有伝統的知識の保護を認めている。この場合、各正当な所有者は、他の正当な所有者によるこれらの権利の行使を妨げられることなく、集団的権利を自由に行使することができる。この意味で、与えられた同意とそのうちの 1 主体が受け取った利益は、別の正当な所有グループが第三者に代わって同意を与えることを妨げるものではない。当該条項では、正当な所有グループが、複数のグループ間で共有される伝統的知識に対して排他的権利を行使してはならないと規定している。
- ・国境を越えた伝統的知識の場合、COESCCI の 519 条は、伝統的知識が国境を越えているという事実が認められた集団的権利の行使に影響を与えないと規定している。
- ・伝統的知識又は伝統的文化表現の場合、今現在、情報システム又はサービス間の相互運用性の標準は存在しない。
- ・データベースの作成や情報の登録は、伝統的知識や伝統的文化表現を管理するための非常に強力なツールとなり得るが、先住民や地域社会の決定を尊重するなど、いくつかの重要な要素を考慮することが非常に肝要である。提供された情報の機密保持、及び情報の将来の使用について相談されることや、明確で効果的かつ強制力のある情報保護メカニズムが存在することが重要であり、機密と公的寄託又は記録を区別し、明確に識別する。

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律¹⁰⁰

- ・アンデス共同体決議第 391 号に沿った遺伝資源にアクセスする共通制度の国内規則¹⁰¹（2011 年 10 月 3 日行政布告第 905 号）
- ・アンデス共同体決議第 391 号¹⁰²（遺伝資源へのアクセスに関する共通制度）（1996 年 7

¹⁰⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16990>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

¹⁰¹ <https://www.wipo.int/wipolex/es/legislation/details/9446>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

¹⁰² <https://www.mabs.jp/countries/others/pdf/311j.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

月)

◎アンデス共同体決議第 486 号¹⁰³ (産業財産に関する一般規定) (2000 年 9 月)

- ・省令 034 遺伝資源へのアクセスに関する枠組み契約締結手続きに関する規則¹⁰⁴ (2015 年 2 月)
- ・エクアドルナレッジマネジメント規則¹⁰⁵ (2020 年 12 月)

(2) 伝統的知識の定義

「伝統的知識」とは、「文化遺産の一部であり、国民及び地域社会に適した慣行、方法、経験、能力、標識及び記号等の全ての集合的な知識であって、世代を超えて開発され、更新され、伝承され」、「人間と地域や自然との密接な関係から発展してきた、生態学、風土、農業、医学、芸術、職人技、漁業、狩猟などの側面を指す。」と定義されている (知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 511 条)。

(3) 受益者の範囲

原則として先住のアフリカ系アメリカ人又は地域社会 (アンデス共同体決議第 486 号 3 条等) であり、例外的に個人 (知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 517 条) である場合がある。

法人は合法的な所有者になれない (知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 514 条)。

(4) 保護範囲

<積極的保護>

- ・アンデス共同体決議第 486 号 3 条

加盟国は、先住のアフリカ系アメリカ人又は地域社会の生物学的及び遺伝子に関する伝統、並びに伝統的知識を保護して尊重するような方法で、産業財産権の様々な形態で享受される保護が受けられることを保証する。前述の目的で、その伝統又は知識から得られたものに基づいて発展した発明に関する特許権の付与は、国家間の、地域の、及び国内の法律規定に従って取得されたものに従う。

加盟国は、共通の知識に関する事柄を決定するために、先住のアフリカ系アメリカ人の又は地域社会の権利及び能力を承認する。

この決定事項の規定は、決定事項 391 (現時点での修正版) に定められたものに反しない方法で適用され解釈される。

- ・知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 11 条

伝統的知識の正当な保有者の集団的権利を恒久的に監視し、これらの集団的権利の直接的又は間接的な侵害が推定される場合には、伝統的知識の正当な保有者に直ちに通知し、職権で必要な関連措置を開始する。

¹⁰³ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_486.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日) .

¹⁰⁴ 環境省の和訳:

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ecuador_Ordinance_034_2015.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日) .

¹⁰⁵ <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/es/ec/ec143es.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日) ..

・知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 516 条

同一の地理的地域に定住するコミュニティ、民族、及び民族間で共有される伝統的知識の保護は、そのすべての正当な所有者に認められており、所有者は当該知識の共同管理を確実に行う必要がある。

この場合、伝統的知識へのアクセスを求める者は、正当な所有者として特定されたコミュニティの同意を求める必要があり、申請者は正当な所有者を探索し特定するために最大限の努力を払わなければならない。

同意が得られ、アクセス契約が登録されると、アクセス時に不明であった新たな正当な所有者が現れても、署名済みの契約には影響しない。

各正当な権利保有者は、他の正当な権利保有者による権利の行使を妨げることなく、その集団的権利を自由に行使することができる。これは、同じ伝統的知識を有する複数の正当なグループがある場合、そのうちの 1 つのグループが与えた同意及び受け取った利益が、その伝統的知識を有する別の正当なグループが第三者のために同意を与えることを妨げないことを意味する。

これは、当初相談を受けなかった正当な所有グループに、当初同意を得て伝統的知識にアクセスできた人から利益を主張する権利を与えるものではない。

協議されていない正当な保有者は、許諾を与え、新たな研究者とアクセス契約を締結する権利を有する。いかなる正当な集団も、複数の人間集団間で共有されている伝統的な知識に対して排他的権利を行使することはできない。

＜消極的保護＞

特許出願に際して、法的資格を有する国内官庁に提出が求められているものに「(i) 保護が求められる生産物又は方法が、加盟国のいずれかが原産地国である、先住のアフリカ系アメリカ人若しくは加盟国の地域社会の伝統的知識から得られた、又は発展したものである場合、決定事項 391 の規定及びその修正事項並びに法的効力を有する履行規則に従って、そのような知識の使用の許可又は権限を認定する書類のコピー」が含まれている（アンデス共同体決議第 486 号 26 条）。

上記「伝統的知識の使用許諾許可を証明する書類のコピーが提出されない場合」は、無効とされる（同 75 条）。

・知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 347 条

「先住民、アフリカ系アメリカ人、または地域社会の文化や伝統的知識の表現を構成する標識、記号、図形、文字などを含む工業デザイン。」（同条 4 項）は、登録できないと定められている。

（5）保護期間

規定なし。

（6）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

１１．スイス

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）¹⁰⁶（2014年3月）

・遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する連邦政府命令（名古屋議定書連邦政府命令）（2015年12月）¹⁰⁷

○スイス特許法¹⁰⁸（2019年4月）

（２）伝統的知識の定義

規定なし。

（３）受益者の範囲

先住民の社会、地域社会である（自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）23P条等）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

・自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）23p条

先住民の社会や地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的知識は、すでに公知となっていない限り、23n条及び23o条の適用対象となる。

・自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）23n条

1. 名古屋議定書に則り、遺伝資源を利用する者、又は、遺伝資源の利用から利益を直接得る者（利用者）はすべて、以下の条件が満たされることを保証するために、状況により要求される相当な注意を適用しなければならない。

a. 遺伝資源が合法的にアクセス（access）されたこと。

b. 合意により、利益の公正かつ衡平な配分のための条件が定められていること。2. 以下の各項に該当する遺伝資源については相当な注意義務の対象にならない。

a. 名古屋議定書締結国でない国に由来する遺伝資源

b. 取得の機会及び利益の配分に関する国内規制を整備していない国に由来する遺伝資源

¹⁰⁶ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Swiss_LPN_Amendment_Law_2015.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁰⁷ https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2016/39/en/art_8（最終アクセス日：2025年3月14日）。

環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Swiss_NP_Ordinance_2015.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁰⁸ 特許庁の和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/switzerland-tokkyo.pdf>

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

c. 名古屋議定書締結国の裁判権の範囲外に位置する領土に由来する遺伝資源

d. 名古屋議定書 4 条で規定される国際文書が対象とする特定の遺伝資源

e. ヒトの遺伝資源

f. 名古屋議定書で規定される遺伝資源としては用いられない商品や消費財である遺伝資源

3. 1 項の遺伝資源の利用とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究開発活動で、バイオテクノロジー等を用いて行うものを含む。

4. 1 項 a のアクセス (access) は、名古屋議定書に基づき、資源を提供した名古屋議定書締結国のアクセスと利益配分に関する国内法令又は規則に従っている場合は、合法的である。

5. 1 項 a 及び b の要件が満たされていない場合、利用者はこれらの要件が後日満たされるようにするか又は関連遺伝資源の利用及び遺伝資源の利用から利益を直接得ることを放棄しなければならない。緊急の場合には、連邦参事会は病原体あるいは有害生物である遺伝資源に関する要件が事後に満たされ得ることを想定してもよい。

6. 連邦参事会は、利用される遺伝資源に関し、記録される必要があり後続利用者に伝達されるべき情報を規定する。

・自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）23o 条

1. 利用された遺伝資源に基づいて開発した製品の販売承認時、又は販売承認を要さない場合は商業化時の前に、相当な注意義務の遵守を連邦環境局（FOEN）に届け出なければならない。

2. 相当な注意義務の遵守に関連した情報は、名古屋議定書 14 条に規定される国際情報センター及び名古屋議定書締結国の権限ある当局に伝達することができる。届出人の名称、商業化された製品、利用された遺伝資源、同遺伝資源へのアクセスの日時及びその出所に関する情報は公表されるものとする。

3. 連邦参事会は、届出義務の遵守を確認する責任を有する部局を指定しなければならない。相当な注意義務の確認が他の方法で保証されている場合、同義務は届出義務の適用から除外することができる。

<消極的保護>

・スイス特許法

II. 遺伝資源及び伝統的知識の出所に関する情報

49a 条

(1) 特許出願は、次に掲げる事項の出所に関する情報を含まなければならない。

(a) 発明者又は特許出願人が利用した遺伝資源。ただし、当該発明がこの資源に直接基づいていることを条件とする。

(b) 発明者又は特許出願人が利用した遺伝資源についての土着又は地元の地域社会の伝統的知識。ただし、当該発明がこの知識に直接基づいていることを条件とする。

(2) 発明者又は特許出願人が当該出所を知らないときは、特許出願人はこのことを書面により宣誓しなければならない。

(5) 保護期間

規定なし。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

12. メキシコ

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎先住民及びアフリカ系メキシコ人のコミュニティ及び人々の文化資産を保護するための連邦法¹⁰⁹（FANAC）（2022年）（以下「メキシコ連邦法」という。）

◎名古屋議定書に基づく食料及び農業のための植物遺伝資源へのアクセス申請への対応に関する暫定手続¹¹⁰（2017年）（以下「メキシコ暫定手続」という。）

（２）伝統的知識の定義

メキシコ連邦法2条では、「伝統的知識」について明確に定義として定めてないが、当該法の目的として、「先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティの文化遺産、知識、伝統的な文化表現を構成する要素、及び当該遺産に関する集合的知的財産に対する財産権を認識し、保証する。」と定めている。

メキシコ暫定手続2条における用語では、「植物遺伝資源」についてのみ規定しているが、「現に価値があるか潜在価値を有する植物由来の遺伝素材と定義される。これら資源は、農業者が伝統的手法で保全及び開発し、新たな品種及び技術を開発する基盤となる。」と定められている。

（３）受益者の範囲

先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティである（メキシコ連邦法13条）。

植物遺伝資源、その派生物又はこれらに関連する遺伝的知識を提供する個人又は組織である（メキシコ暫定手続2条）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

- ・メキシコ連邦法13条

国家は、先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティに対し、彼らの文化遺産、知識、伝統的な文化的表現、ならびに彼らが継続的又は断続的に実践し、その構成

¹⁰⁹ [The Federal Law for the Protection of Cultural Heritage of Indigenous and Afro-Mexican Peoples and Communities \(published in the Official Journal of the Federation on January 17, 2022\), Mexico, WIPO Lex](#)

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹¹⁰ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Mexico_Trans_Proce_2017.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

員によって伝えられた、それらに関連する表現に対する財産に対する集団的権利を認め、前世代からの独自のコミュニティ、当該文化遺産の知的財産に対する権利も有する。

- ・メキシコ連邦法 35 条

保護システムの目的は次のとおりである。

I. 先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティの文化遺産、知識、伝統的な文化表現に関する集団財産の尊重と擁護を保証するための連邦政府機関及び団体の行動を明確にする。

< 消極的な保護 >

- ・メキシコ連邦法 35 条

保護システムの目的は次のとおりである。

VIII. 先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティを特定し、彼らの文化遺産、知識、伝統的な文化表現の要素の無許可又は無断での使用について通知する。

(5) 保護期間

規定なし。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

- ・「ZARA 事件」¹¹¹

ZARA 社が、チアパス州アグアテナンゴの職人によって作られた刺繍を模倣したとして非難された。

- ・伝統模様が剽窃される事案¹¹²

ファッションデザイナーが、テナンゴ・デ・ドリャ、イダルゴ、テワンテペク地峡地域、オアハカ、サルティーヨ、コアウイラ州のコミュニティのデザインを模倣したデザインを無断で使用したと指摘された。

¹¹¹ <https://www.animalpolitico.com/2018/07/zara-plagia-diseno-bordado-chiapas> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹¹² <https://www.elfinanciero.com.mx/culturas/inpi-condena-plagio-de-carolina-herrera-y-analiza-medidas-legales/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

13. スワコプメントプロトコル

・2019年1月1日現在¹¹³

国名	締約国となった日
ボツワナ (Botswana)	2012年3月28日
ガンビア (The Gambia)	2015年2月11日
リベリア (Liberia)	2016年10月25日
マラウイ (Malawi)	2012年12月20日
ナミビア (Namibia)	2015年2月11日
ルワンダ (Rwanda)	2012年7月16日
ザンビア (Zambia)	2015年8月28日
ジンバブエ (Zimbabwe)	2013年4月22日

スワコプメントプロトコルは、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO, African Regional Intellectual Property Organization）の独自の標準設定のイニシアチブである。当該プロトコルは、加盟国が従うべき広範な規範におけるミニマムスタンダードを定めている。

東アフリカ共同体（EAC, East African Community）の加盟国7か国のうち5か国は、スワコプメントプロトコルが採択されたルサカ協定の締約国である¹¹⁴。フォークロアを効果的に保護するために、EAC加盟国は、フォークロアの保護に関する共通の基準を設けること等を目的として、それぞれの法律を調和させることに合意している。これは、東アフリカのフォークロアを保護するために統一基準を要求する EAC 条項 119 条(f)に裏付けられている。

・伝統的知識の定義 (traditional knowledge)

「伝統的知識」とは、地域社会又は伝統的地域社会に由来し、伝統的な文脈における知的活動と洞察の結果であるあらゆる知識を指すものとし、ノウハウ、スキル、革新、実践、学習などが含まれる。当該知識は、コミュニティの伝統的なライフスタイルに体现されたり、世代から世代へと受け継がれ、体系化されたりした知識体系に含まれている。当該用語は、特定の技術分野に限定されず、農業、環境、医療に関する知識、遺伝資源に関連する知識も含まれる（協定書 2.1）。

・フォークロア (expressions of folklore) の定義

「フォークロア」とは、有形か無形かを問わず、伝統的な文化や知識が表現され、現れ、又は明示されるあらゆる形態であり、以下の表現形態又はその組み合わせから構成される。

- i. 物語、叙事詩、伝説、詩、なぞなぞ、その他の民話、言葉、記号、名前、シンボルなど、ただしこれらに限定されない言語表現、

¹¹³ https://www.aripo.org/storage/resources-protocols/1674640255_phpJRYyDj.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹¹⁴ ARIPO Annual Report 2020, at 6-7. The five countries are the Republic of Kenya, the Republic of Rwanda, the Republic of Uganda, the United Republic of Tanzania and Southern Sudan. Congo DRC and Burundi are not members.

- ii. 歌や器楽など、ただしこれらに限定されない音楽表現、
- iii. 舞踏、演劇、儀式、その他のパフォーマンスなど、ただしこれらに限定されない動きによる表現であり、物質的な形態に還元されているかどうかは問わない、
- iv. 芸術作品、特に描画、デザイン、絵画（ボディペインティングを含む）、彫刻、彫像、陶器、テラコッタ、モザイク、木工品、金属製品、宝石、かご細工、裁縫、織物、ガラス製品、カーペット、衣装等の有形表現、手工芸品、楽器、建築形態などである（協定書 2.1）。

フォークロア概念については、地域レベルでも国際レベルでも、豊富な文献と法的資料が存在する。それにもかかわらず、民間伝承の国際的に受け入れられた定義は存在しない。それは、伝統的な文化や知識が具体化または表現される形態には、有形、無形、またはその両方の組み合わせも含め、さまざまな形態があり得るからである。フォークロアは多岐にわたり、舞踊、歌、音楽、物語、芸術、手工芸、楽器、言葉、名前、パフォーマンス、織物、木工品や宝石のデザイン、建築様式などが含まれる。複合作品の例としては、様式化されたデザインで伝説を描いた織物、伝統的な衣装や仮面をパフォーマンスと連動させたダンス、代表的な絵画を使った物語の朗読などが挙げられる¹¹⁵。

フォークロアには、独自の特徴があり、創造的な知的活動の産物であり、口頭又は模倣によって、世代から世代へと受け継がれていき、コミュニティの文化的、社会的アイデンティティを反映し、コミュニティの遺産の特徴的な要素で構成され、未知の著者、及び/又はそうする権利又は責任があると社会的に認められている個人によって作成され、多くの場合において、精神的、宗教的な目的で作成され、また、天然資源を活用し、コミュニティ内で絶えず進化している¹¹⁶。

国際条約、地域条約が締結され、自由市場経済への着実な移行に伴い、フォークロアについて知的財産の保護の強化の必要性が認識され、例えば先住民グループへの補償が不十分である点、先住民コミュニティの権利の喪失の点や製品等への不正表示に対する訴えを続けている¹¹⁷。

先住民が、自分たちのアイデンティティが自分たちの芸術の存続に依存していると考えていると主張し、EAC が先住民の文化表現の保護にますます関心を寄せている理由は複数あり、フォークロアが完全な保護に値することを証明する理由に、非先住民による民間伝承の搾取、不適切な商業化、改変の増加が挙げられている。また、販売の商業的価値が高いにもかかわらず、先住民が伝統的知識や芸術作品の市場での消費からほとんどあるいは全く利益を得られないことが多いことも、その理由として挙げられる¹¹⁸。

EAC では、先住民の作品、特にフォークロアの促進と保護に協力することを目的として EAC を設立することにより、フォークロアの保護が行われており、当該目標を達成するために、EAC を設立する条約では、文化活動を強化する目的で加盟国にそれぞれの国内法を

¹¹⁵ Charles Blair Stevenson “Modern Indigenous Curriculum Teaching, Indigenous Knowledges of Handcraft” Dissertation, University of McGill(2001), at 2. Available at <https://escholarship.mcgill.ca/concern/theses/sx61dp13p> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹¹⁶ 同上, at 2.

¹¹⁷ https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1127645 (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹¹⁸ Christine Farley “Protecting Folklore of Indigenous People: Is Intellectual Property the Answer?” (1997) 30 Connecticut Law Review 1, at 11. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=923410>. (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

調和させるよう指示している¹¹⁹。さらに、共通市場議定書に従い、EAC 加盟国は知的財産権の分野で協力することを約束し、地域社会の経済、技術、社会、文化の発展のために創造性と革新を促進し、保護することを目的とし、知的財産権の保護を強化することを目指している¹²⁰。

また、EAC 共通市場議定書第 43 条(4)に基づき、EAC 加盟国は、次の事項を確保するためのメカニズムを構築することに合意した。

- (i) 伝統的な文化表現、伝統的知識、遺伝資源、国家遺産の法的保護、
- (ii) 文化産業の保護と振興、
- (iii) 保護された作品をパートナー国のコミュニティの利益のために利用すること、
- (iv) 公衆衛生、食糧安全保障、研究、技術開発における協力。

EAC 市場議定書は、加盟国がとりわけ伝統的な文化表現の分野で協力することを約束することにより、知的財産権の保護を強化することを目的とし¹²¹、当該目標を達成するために、加盟国は自国の国内法を近似させ、法律と制度を調和させることに取り組んでいる¹²²。さらに、議定書によれば、EAC 加盟国は、知的財産権問題に関する情報交換や知的財産権能力の向上を通じて、知的財産権の侵害、誤用、濫用を防止するための措置を講じること

を約束し、伝統的な文化表現、伝統的知識、遺伝資源、国家遺産の法的保護と文化産業の保護と振興を確保するためのメカニズムを構築することにもコミットした¹²³。

スワコプムントプロトコルが採択される前は、ARIPO 協定では加盟国にフォークロアを保護することを義務付けていなかった。2002 年 8 月、ARIPO 協定が改正され、フォークロアの保護が含まれるようになった。ARIPO は、WIPO の技術支援を受けて、民間伝承の伝統的知識と表現を保護するための立法枠組みと地域的法的手段の開発に向けた法的選択肢の調査を開始した¹²⁴。

最終的に、伝統的知識とフォークロアの保護に関するスワコプムントプロトコルが採択された¹²⁵。当該プロトコルは、アフリカの民間伝承の伝統的な知識と表現を保護し、アフリカの人々の福祉のために適切に活用されることを確保することを目的としている。さらに、伝統的な知識とフォークロアに関する法定権利を確立し、それらの保護のための法律を制定したいアフリカ諸国に基礎を提供する¹²⁶。スワコプムントプロトコルは、伝統的知識の保持者を同プロトコルで認められた権利の侵害から保護するとともに、フォークロアを伝統的な文脈を超えた不正流用、誤用、不法な利用から保護することを規定している。当該プロトコルは、伝統的知識の動的かつ進化する性質と、進行中のイノベーションの枠組みとしての伝統的知識システムの特徴を考慮して解釈され、実施される。

同プロトコルはまた、伝統的知識、伝統的文化、民間伝承の社会的、文化的、精神的、

¹¹⁹ The East African Community Treaty, Art. 119.

¹²⁰ The East African Common Market Protocol.

¹²¹ The East African Community Common Market Protocol, Art. 43.

¹²² Ibid, Art. 47.

¹²³ Ibid, Art. 43.

¹²⁴ Collins S “the Commoditisation of Culture: Folklore, Playwriting and Copyright in Ghana” PhD thesis, University of Glasgow (Scotland 2015). Available at <http://theses.gla.ac.uk/6263/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹²⁵ In 2010 and entered into force in 2015. It came into force after six states deposited instruments of ratification or accession. Currently, eight Member States have ratified the protocol. These are Botswana, Gambia, Liberia, Malawi, Namibia, Rwanda, Zambia and Zimbabwe.

¹²⁶ ARIPO Secretariat “Explanatory Guide to the Swakopmund protocol on the Protection of Traditional Knowledge and Expressions of Folklore” (2012) at 10. Available at <http://www.aripo.org> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

経済的、知的、科学的、生態学的、農業的、医学的、技術的、商業的、教育的価値を含む固有の価値を認め、伝統的な知識体系、伝統的な文化、民間伝承が、地域社会や伝統的地域社会、そして全人類に利益をもたらす、継続的な革新、創造性、独特の知的・創造的生活の多様な枠組みであることを明確に示すと評価されている¹²⁷。当該プロトコルには、ARIPO 加盟国の一般的な願望と保護の根拠も概説されている。アフリカの文化的知識と文化的遺産を尊重し、認識し、保護し、地域及び伝統的地域社会の創造性を奨励し、報いる必要性を認識させているという¹²⁸。

当該プロトコルの根底にある原則は、伝統的知識とフォークロアの保持者に、その知識に対する権利を行使する権限を与えることである。このプロトコルは、伝統的な知識とフォークロアに対して積極的かつ防御的な保護を提供する。積極的保護には、伝統的知識やフォークロアの保有者に対して、保護されている伝統的知識などの他者による使用を排除する権限付与の創設が含まれる。防御的保護には、伝統的知識などに関する知的財産が権限のない第三者に付与されないことが保証される¹²⁹。同プロトコルは、伝統的知識やフォークロアが動的で常に進化する概念であることも考慮し、伝統的知識やフォークロアの多様かつ総合的な概念を制限したり、定義しようとしたりするような方法で解釈されてはならないとしている¹³⁰。

同プロトコルは、とりわけ、フォークロアは創造的かつ累積的な知的活動の産物であり、コミュニティの文化的アイデンティティと伝統的遺産の特徴であり、そのコミュニティの慣習法と慣行に従ってコミュニティによって維持、使用、又は開発されなければならないと規定しており、保護基準を満たすフォークロアのみが保護される¹³¹。これはスティーブン・コリンズの著作にも反映されており、同氏は、当該プロトコル第 16 セクションに基づき、形式や形態を問わず、フォークロアに保護が及ぶと指摘している。

(i) 集団の活動性や個人のアイデンティティが不明な個人の創造性など、創造的かつ累積的な知的活動の産物、

(ii) コミュニティの文化的アイデンティティと伝統的遺産の特徴であり、そのコミュニティの慣習法と慣行に従ってコミュニティによって維持、使用、又は開発されるものである¹³²。

同プロトコルは、フォークロアの保護に関する手続きを要求しておらず、法による保護の手続きにおいては、フォークロアの所有者が特定の管轄区域で知的財産権を取得・維持するために満たさなければならない公式の要件を規定している。例えば、登録、通知、料金の支払いなどが含まれる場合がある。当該プロトコルによれば、フォークロアの保護はいかなる形式にも従わない。したがって、保護は自動的に発生する¹³³。当該政策的根拠は、手続きを強制することが煩雑であり、保護へのアクセスの障壁となる可能性があるというものであるが、証拠の目的で、特別な文化的又は精神的価値を持つものや神聖なものなど、

¹²⁷ Nandjembo (note 41), at 31.

¹²⁸ ARIPO Secretariat (note 41), at 12.

¹²⁹ This is provided under its four parts: Part I comprises the preliminary provisions, Part II deals with the protection of traditional knowledge, Part III addresses the protection of expressions of folklore and Part IV consists of general provisions.

¹³⁰ The Swakopmund Protocol, S.1.

¹³¹ Ibid, S. 16.

¹³² Stephen Collins “The Commoditisation of Culture: Folklore, Playwriting and copyright in Ghana” PhD thesis, University of Glasgow (Scotland 2015), at 69. Available at <http://theses.gla.ac.uk/6263/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹³³ The Swakopmund Protocol, S. 17.

特定の種類のフォークロアについては、適切な当局に通知される場合がある。かかる通知は、単に宣言的な効果を持つだけであり、それ自体は権利を構成するものではない。さらに、同一又は異なる国の2つ以上のコミュニティが同じ民間伝承表現を共有している場合、ARIPO 及び関連する国家当局は、それらの民間伝承表現の所有権を登録する責任を負う¹³⁴。

同プロトコルは、フォークロアの所有権、存続期間、不正流用、誤用、違法な利用からの保護に関する法定権利を確立し、コミュニティにとって特別な文化的又は精神的価値又は重要性を持つフォークロアと、秘密とその他のフォークロアを区別する¹³⁵。

同プロトコルは、伝統的地域社会が民間伝承を活用し、実用的かつ実現可能な場合には第三者による使用において認められることを可能にすることに重点を置き、フォークロアの積極的かつ防御的な保護を正当化するものである。さらに、フォークロアを保護するためのさまざまな仕組みも含まれており、締約国は、当該プロトコルが国内法上の効力を持つためには、同プロトコルを国内法に組み込む必要がある。こうした組み込みは、当該プロトコルと国内法との間の矛盾を防ぐのに役立つ¹³⁶。

ルワンダとタンザニアがスワコプムントプロトコルとその原則及び義務をどのように批准又は実施したかについて、注目すべきは、当該プロトコルは、6 か国が批准書（署名国の場合）または加入書（非署名国の場合）を寄託した後に発効したということである。ARIPO、アフリカ連合、又は国連アフリカ経済委員会の加盟国はいずれも同プロトコルの締約国になることができる。

スワコプムントプロトコルの締約国の中には、その立法制度に応じて、同プロトコルが法的効力を持つためには国内法に当該プロトコルを組み込むことが求められる国もある。こうした組み込みは、同プロトコルと国内法との間の矛盾を防ぐのに役立つ可能性がある。これらの国では、同プロトコルは行政機関又は国会によって承認され、採択される必要がある¹³⁷。締約国は、当該プロトコルに基づく要件を満たした後、ARIPO の本拠地であるジンバブエ共和国に文書を寄託する。ジンバブエ共和国政府はその後、批准書又は加入書の寄託を全ての締約国に通知するものとする。いずれかの国による当該プロトコルの批准又は加入は、ルサカ協定の受諾を意味し、ARIPO 加盟国となることを伴う¹³⁸。

一方で、国際法上、同プロトコルの批准又は加入は、締約国に当該プロトコルの目的と趣旨に従う義務を生じさせる。同プロトコルを批准又は加入しない場合、締約国は当該プロトコルの目的及び趣旨に法的に拘束されないことになり、当該プロトコルはフォークロアを保護するための最低基準を定めている。この状況について、ルワンダとタンザニアにおけるフォークロアの保護は、以下のとおりである。

・ルワンダ

ルワンダは統合された法制度を有しており、民法と慣習法の両方のシステムに従う。その点では、ルワンダ憲法¹³⁹とさらに2つの法的文書により、同国のフォークロアが保護さ

¹³⁴ ARIPO Secretariat (note 41), at 29.

¹³⁵ The Swakopmund Protocol, S. 18-23.

¹³⁶ ARIPO Secretariat (note 41), at 32.

¹³⁷ ARIPO Secretariat (note 43), at 33.

¹³⁸ ARIPO Secretariat (note 43), at 33.

¹³⁹ The Republic of Rwanda Constitution of 2003 adopted on 26 May 2003 and revised in 2015.

れている¹⁴⁰。特に、ルワンダ共和国憲法第 34 条は、ルワンダの全ての国民が、個人所有か共同所有かを問わず私有財産の権利を有することを明確に示している。憲法第 95 条は、ルワンダ政府が財産の所有権を規制する特定の法律を制定することを認めている。このような財産には知的財産やフォークロアが含まれる。その点に関して、ルワンダで知的財産とフォークロアを規制するために制定された 2 つの法律は、法律第 28/2016 号と第 31/2009 号であり、前者は文化遺産と伝統的知識を保存し、後者はルワンダの知的財産権を保護する。これらの法律はルワンダ共和国の憲法に従って制定された。本質的に、これら 2 つの法律文書の起源は、ルワンダにおける知的財産制度の立法上の発展に基づいている。

歴史的に、ルワンダは著作権法に基づいてフォークロアを保護してきた。アフリカの他の国々と同様に、ルワンダは 1983 年に最初の著作権法を制定した。1983 年 11 月 15 日の法律第 27/1983 号は、当初は発展途上国向けの著作権に関するチュニス・モデル法に基づいていた。法律第 31/2009 号により廃止されたが、ルワンダでは運用されている。簡単に言えば、知的財産、つまり著作権と工業所有権を保護するものである¹⁴¹。

2016 年、ルワンダは伝統的な知識とフォークロアを保護するための特定の法律も制定した¹⁴²。この法律は、スワコプムントプロトコルで明示された原則を包含している。こうした原則には、伝統的な慣習の中で保存され使用されるフォークロアが含まれており、当該プロトコルに基づいて明示されるフォークロアの特定の特徴を規定している¹⁴³。したがって、伝統的な知識の文脈を超えて使用すべきではない¹⁴⁴。特定の法律を制定したこととは別に、ルワンダが 2011 年 6 月 24 日のルサカ合意の署名に伴い ARIPO に加盟し、2012 年 7 月 16 日にスワコプムントプロトコルを批准した。批准後、条約と同プロトコルはルワンダで適用されるようになるが、ルワンダが一元制¹⁴⁵を採用しているため、批准後は両条約とも適用可能であり、追加の実施措置は必要ないからである。

同プロトコルがフォークロアを保護するための最低基準を明確に規定しているが、さらに、フォークロアの保護に関連する形式的な手続きも必要ない。したがって、ルワンダにおけるフォークロアの保護は、スワコプムントプロトコルに準拠している。ルワンダは、同プロトコルで定められた原則に拘束されるだけでなく、さらに一歩進んで、フォークロアの保護を規制する特定の法律、すなわち 2016 年法律第 28 号を制定した。スワコプムントプロトコルで定められた原則は、2016 年法律第 28 号にも定められている。

登録されたフォークロアを不正流用したり、伝統的な文脈以外で使用したり、違法に利用したりしてはならないことが明確に規定され、国の遺産に属するフォークロアは、その表現が保護基準を満たしている限り保護される。法律では、伝統的に世代から世代へと受け継がれてきたノウハウを含む民俗表現の保護基準を規定している¹⁴⁶。

現在、スワコプムントプロトコルと 2016 年法律第 28 号により、ルワンダはフォークロ

¹⁴⁰ See Article 292 of Law No. 31/2009, which requires the enactment of the law on protection of expressions of folklore.

¹⁴¹ Luc Martin Ngarambe “The Protection of Performing Artists through Collective Management Organisations in Rwanda” LLM Dissertation, University of Rwanda (2019). Accessed from the University of Rwanda digital repository. Available at <http://dr.ur.ac.rw> or <http://hdl.handle.net/123456789/158> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹⁴² Ibid.

¹⁴³ Chapter III of Law No. 28 of 2016 is on the preservation and protection of expressions of folklore.

¹⁴⁴ Article 30 of the Law No. 28 of 2016 on the Preservation of Cultural Heritage and Traditional Knowledge

¹⁴⁵ This is articulated under Article 168 of the Constitution of the Republic of Rwanda, which provides that upon publication in the official Gazette, international treaties and agreements which have been duly ratified or approved have the force of law as national legislation in accordance with the hierarchy of laws provided for under the first paragraph of Article 95 of the Constitution.

¹⁴⁶ The Law No. 28 of 2016, Art. 33, 32 and 19.

アを保護する上で最低基準を遵守している。

・タンザニア

タンザニアは、タンザニア本土（タンガニーカ）とタンザニア・ザンジバルの連合国である。フォークロアを保護するための並行した相互依存的なシステムが 2 つあり、1 つはタンザニア本土用、もう 1 つはタンザニア・ザンジバル用である。

タンザニアの法制度は、英国のコモンローに基づいている。この制度は、イギリス植民地時代の遺産による。英国とは異なり、1977 年に採択された成文憲法が存在し、第 24 条¹⁴⁷では財産を所有する権利を規定しており、フォークロアを含むさまざまな芸術作品の保護は、タンザニア連合共和国の憲法で認められた権利である。

タンザニア（当時はタンガニーカ）において、知的財産法が初めて制定されたのは植民地時代であった。英国帝国著作権法¹⁴⁸は、1966 年まで有効であったが、その後廃止され、新しい著作権法¹⁴⁹に置き換えられた。その後、経済のグローバル化と自由化のスピードに合わせて、1999 年¹⁵⁰に著作権及び著作隣接権に関する法律が制定された。

タンザニアには、フォークロアを保護する特別な法律はない。ただし、著作権及び著作隣接権法 151（第 3 部）に基づき、フォークロアは、不法な利用¹⁵²から保護されるものとして、民話、民謡、民俗舞踊、伝統楽器、民俗芸術の制作、特定の絵、絵画、籠などの民俗表現を認め、保護している¹⁵³。

2013 年著作権法は、文学、芸術作品、民間伝承、その他の関連事項における著作権及び著作隣接権の保護を目的としたタンザニアのもう一つの主要な法律である。タンザニアのザンジバルで運用されている。民俗文化の表現を保護するにあたっては、著作権法（第 4 部）において、民俗文化の表現の不法な利用からの保護について規定している。この法律は、民話、民謡、民俗舞踊、伝統楽器、民俗芸術の制作、特定の絵、絵画、籠などの民俗表現を認め、保護している¹⁵⁴。これら二つの法律は、スワコプメントプロトコルに定められた最低基準を具体化していない。その理由は、タンザニアは 1983 年 10 月 12 日に ARIPO に加盟したが、まだスワコプメントプロトコルを批准していないためである。

したがって、スワコプメントプロトコルで明示された原則は、タンザニアの民間伝承表現の保護に関する国内法の一部ではない。その結果、タンザニアの著作権法には本質的な欠陥が存在する。タンザニアとルワンダを比較すると、タンザニアがスワコプメントプロトコルを批准せず、実施していないために、両国の間に相違がある。

同プロトコルにより、伝統的知識及びフォークロアの資格を有する外国人の保有者は、当該伝統的知識又はフォークロアに適用される慣習法及び当該プロトコルを可能な限り考慮し、保護国の国民である伝統的知識及びフォークロアの保有者と同レベルの保護の利益を享受できるようになる。したがって、タンザニアで開発されたフォークロアは、このよ

¹⁴⁷ The Constitution of the United Republic of Tanzania, 1977 as amended from time to time.

¹⁴⁸ UK Imperial Copyright Act 1911 revised in 1924 as the Copyright Ordinance Cap 218.

¹⁴⁹ Copyright Act 61 of 1966.

¹⁵⁰ The Copyright and Neighboring Rights Act 1999, Cap 218 RE 2019.

¹⁵¹ Cap 218 as amended in 2019.

¹⁵² This is also revealed in the case of *Mic Tanzania Ltd v Hamisi Mwinyijuma and Ambwene Yesaya*, Civil Appeal No. 112 of 2019, High Court of Tanzania Dar es Salaam Registry, where it was held that to prove ownership of a song, one must establish ownership.

¹⁵³ Cap 218 as amended in 2019, S. 24.

¹⁵⁴ The Copyright Act 2013, S. 27-33.

うな制度の恩恵を受けることができず、この状況により、スワコプムントプロトコルとフォークロアの保護に関するタンザニアの国内法との間に矛盾が生じる¹⁵⁵。タンザニアでは、フォークロアをめぐる同時主張の問題は発生しない。その結果、ARIPO はタンザニアのコミュニティとルワンダの他のコミュニティ間の同時請求事件を解決するために委託された権限を行使することができない。同様に、ARIPO は、タンザニアとルワンダのコミュニティが関与する紛争を解決する際に、慣習法、現地の情報源、代替紛争解決メカニズム、その他の実用的なメカニズムを利用することができない。

第5節 伝統的知識の保護と国際協定

1. 生物多様性に関する条約

(1) 背景

外務省の資料によれば、生物多様性に関する条約の締結においては以下のような背景がある¹⁵⁶。

人類は、地球生態系の一員として他の生物と共存しており、また、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用している。近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。このような事情を背景に、希少種の取引規制や特定の生物種の保護を目的とする既存の国際条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）等）を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになった。

主な経緯として、1987 年の国連環境計画（UNEP）管理理事会の決定によって設立された専門家会合における検討、及び 1990 年 11 月以来 7 回にわたり開催された政府間条約交渉会議における交渉を経て、1992 年 5 月 22 日、ナイロビ（ケニア）で開催された合意テキスト採択会議において本条約はコンセンサスにより採択され、1992 年 6 月 3 日から 14 日までリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議（UNCED）における主要な成果として、国連環境計画（UNEP）とともに右会議中に署名のため開放され、6 月 13 日に日本がこれに署名した（署名開放期間内に 168 か国が署名を行った）。その後、1993 年 5 月 28 日に日本は寄託者である国連事務総長に受諾書を寄託することにより本条約を締結し、同年 12 月 29 日に所定の要件を満たし、本条約は発効した。

2024 年 11 月現在、194 か国、欧州連合（EU）及びパレスチナが締結している。

(2) 概要

本条約の目的は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分である（当該条約 1 条参照）。

本条約の第 16 回契約国会議は、2024 年 10 月 21 日から 11 月 1 日にかけて、コロンビアで開催された。当該会合で、2022 年 12 月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（GBF）

¹⁵⁵ Swakopmund Protocol, S. 24.

¹⁵⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

の採択後初となる今次会合では、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠¹⁵⁷や、先住民及び地域社会の参画に関する補助機関の設置が決定（CBD 第 8 条(j)）¹⁵⁸された。

2. 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

（1）背景

1930 年代の不況後、世界経済のブロック化が進み各国が保護主義的貿易政策を設けたことが、第二次世界大戦の一因となったという反省から、1947 年にガット（関税及び貿易に関する一般協定）が作成され、ガット体制が 1948 年に発足し、日本は 1955 年に加入している。貿易における無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）等の基本的ルールを規定したガットは、多角的貿易体制の基礎を築き、貿易の自由化の促進を通じて日本貿易を含む世界経済の成長に貢献してきた。

一方、ガットは国際機関ではなく、暫定的組織として運営されてきたが、1986 年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉において、貿易ルールの大幅な拡充が行われるとともに、これらを運営するため、より強固な基盤をもつ国際機関を設立する必要性が強く認識されるようになり、1994 年のウルグアイ・ラウンド交渉の妥結の際に WTO の設立が合意された。

（2）概要

2001 年 11 月 14 日ドーハで開催された会合では、例えば、「途上国のニーズ及び関心等を「作業計画」の中心に位置付け、特に後発開発途上国への配慮を強調」し、「多角的貿易体制と環境保護・持続可能な開発の促進が相互支持的であることを確信し、各国の環境アセスメントの努力に留意し、WTO と国連環境計画及び他の政府間環境機関との協力を歓迎し、更に促進」し、「中核的労働基準に関するシンガポール閣僚宣言を再確認し、国際労働機関の作業に留意」し、「中国、台湾等の新規加入を歓迎」するとともに、これを踏まえ「幅広くバランスの取れた「作業計画（交渉、決定等）」の開始に合意」といったマラケシュ協定の原則と目的を再確認した。その「作業計画」には、「（5）TRIPS 協定」において「TRIPS 理事会において、生物多様性条約との関係、伝統的知識・フォークロアの保護、新技術等について検討」を挙げている。

3. アフリカ大陸自由貿易圏設立協定の知的財産権に関する議定書

（1）背景

¹⁵⁷ COP15 で設立が決定された DSI の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムに関し、DSI から利益を得る業界の DSI 使用者が、利益等の一部をグローバル基金（カリ基金）に拠出することを締約国が促すことや、それを生物多様性条約の目的のために使うこと等が決定された。拠出率や対象企業規模の目安は COP17 までの期間に更に検討される予定。

¹⁵⁸ 環境省和訳：「(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。」

https://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）は、アフリカ域内での物品関税撤廃、サービス貿易や投資の自由化、競争政策、知的財産等を盛り込んだ、アフリカ連合（AU）主導の自由貿易協定（FTA）であり、アフリカの域内貿易拡大と工業化につながることが期待されているという¹⁵⁹。

2018年3月、AU加盟国の44か国・地域がAfCFTA設立協定に署名し、2019年5月に発効した。2021年1月1日に運用を開始し、2022年7月に特定の市場・品目の取引について、AfCFTAにおけるルールを適用するパイロット・フェーズを8か国間（カメルーン、エジプト、ガーナ、ケニア、モーリシャス、ルワンダ、タンザニア、チュニジア）で開始した。2023年3月時点で54か国・地域が署名し、46か国が批准書の寄託を完了した。批准書の寄託から30日後に発効するが（34条）、2024年7月現在、付属書が交渉中で発行は未定である¹⁶⁰。ガーナのアクラにAfCFTA事務局を設置し、初代の事務局長は南アフリカ出身のワムケレ・メネシである¹⁶¹。

（２）概要

AfCFTA設立協定の交渉は、2つのフェーズに分けられており、フェーズ1は物品貿易、サービス貿易、紛争解決の分野を、フェーズ2は競争、投資、知的財産、電子商取引、女性と若者の分野を対象としている。当該議定書は、フェーズ2の分野に属するものである。

＜議定書における伝統的知識に係る内容＞

議定書の適用対象として、植物品種保護、地理的表示、商標、特許、実用新案、意匠、営業秘密を含む未公開情報、集積回路のレイアウトデザイン（トポグラフィ）、著作権及び著作隣接権、伝統的知識、伝統的文化表現、遺伝資源、新興技術及びその他の新興問題を含むすべての種類の知的財産であるとした（3条）。

締約国に伝統的知識の保護について規定を設けることを義務付け、伝統的知識に関連する知的財産の申請の際に、a,発明又は創作に利用された伝統的知識の出所、b,関連する国内制度の下で管理当局から出される自由意思に基づく事前の十分な情報に基づく同意の証明、c,関連する国内制度の下での公正かつ公平な利益配分の証明の提供を求めることを定めている（18条1項、2項）。

議定書18条には、さらに以下の規定がある。

- ・締約国は、知的財産権のあらゆるカテゴリにおいて、伝統的知識の無許可利用を防止及び禁止するための措置を講じるものとする（3項）。
- ・事前の情報に基づく同意、情報源の開示、アクセス及び利益配分の原則に関する規則を策定するにあたり、締約国はこれに関連するアフリカ及び国際文書を参考にし、開発志向の締約国利益を優先する（4項）。
- ・締約国は、同じ伝統的知識が複数の締約国に存在する場合、国境を越えた協力を促進し、伝統的知識に関するベストプラクティスを共有するものとする（5項）。

¹⁵⁹ JETRO 地域・分析レポート（2023年5月11日）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2023/cb9f24ef9d8aed17.html>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁶⁰ 関景輔「中東・アフリカ地域の知的財産の最新動向」IPジャーナル30号72頁参照（2024年9月）。

¹⁶¹ 外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa/page23_004333.html（最終アクセス日：2025年3月14日）。

- ・締約国は、必要に応じて、権利保有者の事前の情報に基づく同意、相互に合意した条件に基づくアクセス及び利益配分、ならびに伝統的知識の情報源の開示について協力することができる（6 項）。
- ・締約国は、伝統的知識に関するデータベースを国家レベルで構築し、AfCFTA 事務局に通知することができる（7 項）。
- ・締約国は、国家データベースに含まれる伝統的知識に関する情報の交換に協力することができる（8 項）。
- ・AfCFTA 事務局は、締約国からの情報に基づいて、伝統的知識に関するデータベースを構築するものとする（9 項）。
- ・締約国は、この議定書の 40 条及び 41 条に従って策定される伝統的知識、伝統的文化表現、フォークロア及び遺伝資源に関する議定書の附属書に規定される追加の義務を遵守しなければならない（10 項）。

なお、40 条では「加盟国は、この議定書の採択後直ちに当該議定書の附属書の交渉を開始するものとする。」と定めており、41 条では「この議定書の附属書は次のとおりとする。」とし、(h)伝統的知識、伝統的文化表現及び遺伝資源に関する付属書としている。

第 6 節 国際機関における伝統的知識保護に関する動向

2019 年 6 月 17 日から 21 日の間ジュネーブで開催された WIPO/IGC の第 40 回会合では、伝統的知識を保護する統合テキストを公表している¹⁶²。当該統合テキストは、全 16 か条により構成されているが¹⁶³、依然として各条項の内容に関する合意に達することができず、利用国と提供国が提示する提案意見により構成されている。多くの条項において利用国と提供国の意見の違いから括弧（bracket）と代案（alternative）によって構成されているが、WIPO/IGC 会合の第 37 回から第 40 回において、1 条、3 条、4 条、5 条、7 条及び 9 条に関する議論がなされた。

なお、2023 年 6 月 5 日から 9 日までジュネーブで開催された WIPO/IGC 第 47 回会合で添付資料として「伝統的知識を保護する国際法的文書のファシリテーター案」¹⁶⁴が公表された。

また、2024 年 12 月 2 日から 6 日にかけて開催された WIPO/IGC 第 49 回会合において、約 18 ヶ月ぶりに、伝統的知識に関する統合テキストについて、条文ごとに議論が行われた。

¹⁶² The Protection of Traditional Knowledge: Draft Articles-Facilitators ‘Rev. (WIPO/GRTKF/IC/40/18, June 19, 2019) https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_40/wipo_grtkf_ic_40_18.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

¹⁶³ 1 条は「用語の使用」（use of terms）、2 条は「目的」（objective）、3 条は「保護の対象」（subject matter of the instrument）、4 条は「受益者」（beneficiaries）、5 条は「保護の範囲」（scope of protection）、6 条は「制裁、救済及び権利の行使」（sanctions, remedies and exercise of rights/application）、7 条は「出所開示の義務」（disclosure）、8 条は「権利又は利益の管理」（administration [of right]/[of interests]）、9 条は「例外と制限」（exceptions and limitations）、10 条は「保護/権利の期間」（term of protection/rights）、11 条は「方式」（formality）、12 条は「経過措置」（transitional measures）、13 条は「その他の国際協定との関係」（relationship with other international agreements）、14 条は「不利な修正禁止」（non-derogation）、15 条は「内国民待遇」（national treatment）、16 条は「越境協力」（trans-boundary cooperation）である。

¹⁶⁴ The Protection of Traditional Knowledge: Draft Articles-Facilitators ‘Rev. (WIPO/GRTKF/IC/47/14) https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_47/wipo_grtkf_ic_47_14.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

会合において各加盟国から述べられた提案を反映する形で、第 49 回会合においてもファシリテーター案が作成されたが、ファシリテーター改訂テキストを次回第 50 回 IGC 会合に送付することについて加盟国間の合意が得られず、次回会合においては、第 47 回 IGC において作成されたファシリテーター改訂テキスト (WIPO/GRTKF/IC/49/4) に基づいて作業が継続されることとなった。また、一部の加盟国からは、前議長が個人の裁量にて作成した「議長テキスト (WIPO/GRTKF/IC/47/Chairs Text)」を議論の基礎とすることを主張したが、一部の加盟国が当該提案に反対した。

1. 1 条の用語の使用

まずは、「伝統的」の意味について、「知識が十分な時間を経過し、先住民や地域社会/受益者の文化的、社会的同一性又は文化遺産の象徴と特徴を持った形態と内容を備えた場合にはじめて伝統的という」と定義したが、これについては異議がなかった。一方、期間的な要件 (temporal criteria) が含まれるべきであるか否かについては、提供国と利用国が異なる意見を提示した¹⁶⁵。

「保護対象である伝統的知識」とは、先住民や地域社会/受益者の文化的遺産 (the cultural heritage) と明確に関連性があり、創造/発明、開発、維持、集団的に共有され、各加盟国が定めた期間 (最短で 50 年以上又は 5 世代以上) の間において世代から次の世代に伝承された知識を意味する。

「公に利用可能な (publicly available)」とは、伝統的知識の歴史的起源が公に知られていたが、今現在は先住民や地域社会との明らかな関連性が失われ、一般的知識となったことを意味する。

一方、伝統的知識を区別してその保護の程度を区別するという段階的アプローチ (tiered approach) とは、秘密の伝統的知識 (secret traditional knowledge)¹⁶⁶、神聖な伝統的知識 (sacred traditional knowledge)¹⁶⁷、狭く拡散された伝統的知識 (narrowly diffused traditional knowledge)¹⁶⁸、広く拡散された伝統的知識 (widely diffused traditional knowledge)¹⁶⁹に分けて保護の程度を区別して設定するというものである。

¹⁶⁵ 意見 1、保護の対象は、適切な基準を含んでいる要件目録において明示すべきである。ここでいう適切な基準とは、「創作された」、「共同の状況において維持された又は発展された」、「社会的尊厳性と (又は) 文化遺産の構成要素と繋げられた (又は明確に関連付けられた)」、「世代の中で伝承された」である。

意見 2、保護の対象は、新たに関連条項を新設し、適切な基準を含む要件目録で明示すべきである。ここでいう適切な基準とは、「文化遺産の収益者と明確に関連付けられた」、「それぞれのメンバー国で定めた期間 (50 年以上の期間) の間使用された」であり、これ以外に適切な基準として考慮し得る全ての規準を含む。

¹⁶⁶ 秘密伝統的知識の定義に関する第 1 案は、秘密伝統的知識とは秘密厳守の条件下で伝統的知識の使用と適用を制限するという意味をベースに慣習法、規約、慣行により原住民 (民族) と地域社会 (受益者) が秘密として保存し、秘密としてみなす伝統的知識であり、第 2 案の場合は公に一般的に知らされていないなかったり、容易にアクセスできなかったり、秘密であるため商業的な価値がなく、知識の秘密性維持のための措置の対象となる伝統知識を意味する (WIPO/GRTKF/IC/47/14)。

¹⁶⁷ 神聖な伝統的知識とは、狭く又は広く拡散された秘密であるにも関わらず、受益者の精神的 (宗教的) アイデンティティの一部を構成する伝統的知識をいう (WIPO/GRTKF/IC/47/14)。

¹⁶⁸ 狭く拡散された伝統的知識とは、受益者により秘密維持のための措置が取られておらず、外部者が安易にアクセスできないが、受益者同士では共有される伝統的知識をいう (WIPO/GRTKF/IC/47/14)。

¹⁶⁹ 広く拡散された伝統的知識とは、公衆が簡単にアクセスできるが、依然として受益者の社会的アイデンティティと文化的につながっている伝統的知識をいう (WIPO/GRTKF/IC/47/14)。

2. 3条の保護要件/適格要件（適用対象）

2019年の段階で3条は、他の条文と異なり条項自体に対して2つの案、すなわち第1案である“Article 3.Protection Criteria/Eligibility Criteria”及び第2案である“Article3.Subject Matter of the Instrument”条文が提案されている。

まず、第1案で規定する条項として「伝統的知識」の明確な概念定義と確実な保護のために必要とされる意見が議論され、第1案が更に2つの案（以下、「1-1案」及び「1-2案」）に分けられた。

利用国は、1-2案において、伝統的知識及び伝統的文化表現として認められ、保護の対象となるためには50年又は5世代以上の期間の間に伝承されてきたもののみを認めるべきであると主張し、統合テキストの法的安定性のために当該規定が必ず必要であることをその根拠としている。他方、提供国は、伝統的知識などは時間の流れにより変化する性質を有しているため具体的な期間を明確にすること自体が不可能であり、不必要であると主張している。そのため、1-1案では、各加盟国が各国の法律により定める合理的な期間（for a reasonable term）存続してきた伝統的知識を保護できるよう保護要件を定めるようにしている。

次に、第2案は適用対象（subject matter of the instrument）条項として、統合テキストが適用される特許と伝統的知識に関する説明をしている。ここで統合テキストが適用される伝統的知識とは次の2種類ある。①4条で定義する受益者の文化的遺産と明確に関連した伝統的知識と、②創造/発明、開発、維持、集団的に維持され各加盟国で定めた期間（50年以上の期間又は5世代以上の期間）世代間で伝承される伝統的知識こそが当該統合テキストが適用される対象であることを明示している。

なお、2023年の修正原稿では、3条の冒頭に次の内容が追加され、1-2案にも各加盟国の国内法による伝統的知識保護に関する追加的基準の規定を可能とする規定が加えられた。

ファシリテーターの代替案

3.1 この文書に基づく保護は、次の伝統的知識にも適用されるものとする。

(a) 先住民、地域社会によって創造、生成、受領、又は開示され、彼らによって集団的文脈で開発、保持、使用、及び維持されるもの（彼らの慣習法に従って）。

(b) 先住民、地域社会の文化的及び社会的アイデンティティ並びに伝統的遺産と結びついており、及び/又はそれらの不可欠な一部であるもの。

(c) 連続的であるかどうかにかかわらず、世代内又は世代から世代へと伝承されるもの。

[3.2 加盟国/締約国は、国内法に基づいて、伝統的知識の保護に関する追加基準を規定することができる。]

3. 4条における受益者

2019年の統合テキストにおいて、受益者の範囲に関しては、3つの意見が提示された。

①受益者とは、提供国の先住民や地域社会であり、これ以外の受益者は提供国の国内法により定めることができる。②伝統的知識を保有する先住民や地域社会のみが受益者である。③先住民や地域社会が受益者であり、提供国の国内法に基づき提供国も受益者になり得る。これらの案は、共通して先住民や地域社会が受益者に該当することに同意しつつ、伝統的知識を保有する先住民や地域社会のみを受益者とみる案と、国等のその他の受益者を認める案に区別される。

これが、2023 年の改訂テキストでは、以下のように改訂されている。

代替案 1

この文書の[保護の]受益者は、[保護された]伝統的知識を保持する先住民[人々]と地域社会である。

ファシリテーターの代替案

4.1 この文書の受益者は、先住民[人々]と地域社会である。

4.2 加盟国/締約国は、該当する場合は、国内法に基づいて伝統的知識を生み出す他の受益者を指定できる。

4. 5 条の保護の範囲（と要件）

2019 年の統合テキストにおいて多くの議論を引き起こした条項のうちの 1 つとして核心的な内容であると言える。当該条項で最も重要な部分は、伝統的知識の段階（tier）に関するものである。すなわち、段階別のアプローチ法を容認すべきか否か、各段階をどのような特徴で定義すべきか、及びそれぞれの段階に対する保護の強度をどのようにすべきかについて意見が多様である。ここでいう段階的アプローチ法とは、伝統的知識を段階的に秘密の伝統的知識（secret traditional knowledge）、狭く拡散された伝統的知識（narrowly diffused traditional knowledge）、広く拡散された伝統的知識（widely diffused traditional knowledge）に分け、それぞれの保護の程度を別々に設定しようとする方法である。これに関して、2019 年の段階では、4 つの案が存在した。

第 1 案によれば、1 段階伝統的知識とは、秘密伝統的知識として伝統的知識へのアクセスが制限され、伝播されず、又は保有者らは当該伝統的知識が伝播されないことを願うもので、1 条で言及された秘密伝統的知識又は神聖な伝統的知識が 1 段階の範囲に含まれる。また、2 段階伝統的知識とは 1 条での狭く拡散された伝統的知識を、3 段階伝統的知識とは同条での広く拡散された伝統的知識を意味するという意見が議論されたとされている¹⁷⁰。

第 2 案、第 3 案及び第 4 案は、WIPO の委員会の第 40 回会議で議論されている¹⁷¹。

第 2 案によれば、1 段階はそのまま認め、2 段階を修正する意見として、「受益者が排他的に管理しているが、受益者の文化的独自性と特徴的につながっている場合」には保護を受けることができるように保護範囲を拡大させるというものであった。ここでいう保護とは受益者が伝統的知識の利用において生じた利益を公正に公平に分配し、当該伝統的知識の完全性を尊重しながら伝統的知識の使用に対する権利と著作者の表示の著作人格権を持てるように加盟国が適切な法律的・行政的、政治的手段を構築するというものである。しかしながら利用国を中心として、これらの規準が不明確である点を挙げ、反対する主張を提起した。

第 3 案は、基本的に 3 段階のアプローチ法を認容しながら、4 条で明示する受益者が創造/発明、開発、維持した 50 年以上又は 5 世代以上を経て伝承された伝統的知識も保護の対象であり、これについての措置を説明している。

第 4 案は、受益者の財産権と人格権が加盟国の国内法により保護されるべきであるが、この場合 9 条の例外と限界の内容が考慮されるべきであると説明している。また、受益者

¹⁷⁰ 第 1 案については、委員会の第 38 回会議で議論されたとされる。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=46446（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

¹⁷¹ https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50424（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

の共同体の外部で広く知られ、又は使用されている伝統的知識、公の領域にある伝統的知識、知的財産権の保護を受けている伝統的知識は、保護の範囲から除外されると説明している。

上記内容が、2023 年の改訂テキストでは、以下のようになっている。

ファシリテーターの代替案

加盟国/締約国は、伝統的知識に関する受益者の経済的及び道徳的利益を合理的かつバランスのとれた方法で保護し、次の事項を規定するために、立法、行政及び/又は政策措置を講じなければならない講じるべきである。

(a) 先住民、地域社会、又はその他の受益者の慣習法に関連して、伝統的知識へのアクセスが制限されている場合、伝統的知識が秘密又は神聖である場合を含め、受益者は排他的集団的権利を有する。

(i) 伝統的知識へのアクセス及び使用/利用を維持、管理、使用、開発、許可又は防止する権利

(ii) 使用から生じる利益の公正かつ公平な分配を受ける権利

(iii) 帰属の権利

(iv) 伝統的知識の完全性を尊重する方法で伝統的知識を使用する権利。

(b) 先住民の慣習法、地域社会、その他の受益者の伝統的知識へのアクセスが制限されていない場合、受益者は集団的権利を有する。

(i) その使用から生じる利益の公正かつ公平な分配を受ける権利

(ii) 帰属の権利

(iii) 伝統的知識の完全性を尊重する方法で伝統的知識を使用する権利。

(c) 加盟国/締約国は、先住民、地域社会、その他の受益者が、自らの伝統的知識が自由で事前の十分な情報に基づく同意なしに使用されていると考える場合に、パラグラフ 5(a)又は(b)に規定されている保護を求めるためのメカニズムを提供するものとする。

(d) さらに、受益者の利益のために適切な場合には、加盟国/締約国は、既存の知的財産制度への公平なアクセスを提供し、先住民及び地域社会の伝統的知識の使用を求める第三者による協議及び同意を促進することにより、伝統的知識の保護をさらに支援するものとする。

5. 7条の出所開示義務

出所開示義務に関する内容もまた提供国と利用国の間で意見が激しく対立する。これに関しては、計 4 つの案が存在する。なお、7 条について 2019 年の統合テキストをベースに説明しているが、2023 年の改訂テキストでは改訂が行われていない。

第 1 案は、国内法で規定されている場合には、出所開示義務を順守しなければならないと説明している。

第 2 案、第 3 案は、ほぼ内容が同様である。この 2 つの案では、いずれも知的財産権の出願時の伝統的知識のアクセスと利用に関する事前の情報に基づく同意（prior informed consent）又は承認と関与の存在有無を明示すべきであり、しなかった場合に直接的な出所明示を求めるという内容を説明している。また、出所公開要件を順守しなかった場合、手続きの中止や出願を拒絶する規定、知的財産権の未発生効果に関しても同一な内容を盛り込んである。他方、第 3 案は出所開示義務の未遵守の場合の特許制度としての制裁だけで

なく、刑事的政策も可能であるという内容を追加的に説明している。

第 4 案は、当該出所開示が新規性、進歩性、実施可能要件等の特許性の基準において重大な要素でない場合、伝統的知識に関する出所開示の対象でないと主張している。

6. 9 条の例外と制限

9 条も統合テキストでは多くの議論を引き起こしている条項のうちの 1 つである。その理由は、5 条の保護の範囲とも関連があるためである。ここで「例外と制限」とは、統合テキストが完成され、その効力が生じてから加盟国の必要により統合テキストの規定内容についての例外と制限が可能であるか否かに関するものである。すなわち、状況により権利と義務の範囲が縮小・拡大され得る部分による加盟国間の意見対立は自明である。これに関しては、計 3 つの案が存在する。

第 1 案は、公益保護が必要な場合に可能であれば受益者との協議を通じて必要な適当な例外と制限を加盟国が採択できるという意見である。ここまで見た場合、例外と制限が可能である意見のように見受けられるが、実際はそうでないということである。仮に受益者の利益を不当に害したり、統合テキストの履行に過度に害を及ぼしたりする場合には、例外と制限を採択できないと規定している。すなわち、採択できない場合について、一般的な説明を行うことで、採択を難しくしている。ここでいう「可能であれば受益者との協議を通じて」という文言が第 40 回の会合で登場し含まれることで、採択を一層難しくした。この第 1 案は提供国で主張する意見である。これに関連して利用国は、不必要な段階を追加し煩雑さだけが増すという主張と共に、既に著作権、商標等の既存の知的財産法の保護を受けている伝統的知識と伝統的文化表現物は同協定文の適用対象でないと主張している。

第 2 案は、例外と制限を一般的な場合と特殊な場合に区別し、それぞれの場合の要件について説明している。一般的例外は、加盟国が保護を受ける伝統的知識を使用する場合、自由に事前に通報された同意 (free, prior and informed consent)、受益者の承認及び関与、又は受益者との協議を経るようにしているが、①受益者の認定、②受益者に敵対的であったり、批判的であったりしないこと、③公正な慣行との両立、④受益者による通常な伝統的知識の使用と衝突しない等の要件を充足してはじめて例外と制限が採択され得る。特定の例外は、一般的例外とは別途に特定な目的のため国内法により採択する例外と制限を意味するが、①教育及び学習の目的、②資料館、図書館、博物館、文化機関内の保全、展示、研究、発表目的、非商業的文化遺産又はその他の公益目的、③国家の非常事態又はその他の緊急の状況の場合の保健及び環境保護の目的、④伝統的知識によりインスピレーションを得た原著者の独創的作業 (作品) の創作目的、⑤人間又は動物の治療のための診断、治療、外科的治療の目的等の 5 種類の場合に特定例外が可能であると説明している。

第 2 案の 9 条 5 項では、①受益者の共同体外部で独立的に生成された知識、②受益者以外の出所で適法に派生された知識、③受益者の共同体外部で適法な手段を通じて知られた知識に対する権利が認められないと規定している。また、9 条 6 項では、保護を受ける伝統的知識であっても、①印刷された出版物から取得された場合、②伝統的知識保有者の 1 名以上の自由に事前に通報された同意 (free, prior and informed consent) 又は承認及び関与により習得された場合、③国家連絡機関によるアプローチし、利益の共有に関する相互合意の条件 (mutually agreed terms) を得た場合には盗用 (misappropriation) 又は誤用 (misuse) とみなさない。

第3案では、何ら制限なしに、加盟国は統合テキストの遵守を基本とし、例外や制限に関しては国内法を通じて採択することができると説明している。

他にも第40回会合では、保護で適正に除外できる伝統的知識と伝統的文化表現物について、利用国は開放型・列挙型の例外目録を作成すべきであるという意見を提示し、提供国は国内法により保護の範囲から伝統的知識と伝統的文化表現物を除外できるという内容を簡潔な条項を通じて説明すべきと主張した。

上記統合テキストの内容が2023年の改訂テキストでも大きな変更なかったが、冒頭に次の内容が追加された。

ファシリテーターの代替案

9.1 加盟国/締約国は、第三者の正当な利益を考慮し、受益者の正当な利益を不当に害しない限り、該当する場合は受益者と協議して適切な例外及び制限を採択することができる。

9.2 加盟国/締約国が採択する例外又は制限は、受益者が慣習法に基づいて伝統的知識を使用することと矛盾してはならない。

9.3 加盟国/締約国は、採択する例外及び制限の策定が先住民及び地域社会の意見に基づいて行われるようにするための措置を講じる必要がある。

第2章 生物多様性条約（CBD）における「先住民及び地域社会」をめぐる議論について¹

専修大学法学部教授
田上 麻衣子

1. CBD 及び名古屋議定書の規定

様々な国際的又は地域的なフォーラム等において、先住民及び地域社会の伝統的知識や伝統的文化表現の保護が議論されているが、その議論の出発点となったのが、生物の多様性に関する条約²（生物多様性条約）（Convention on Biological Diversity : CBD）（以下、「生物多様性条約」又は「CBD」という。）である。CBD の第8条j項は次のように規定している。

第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。…（略）…

(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会³の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

Article 8 In-situ Conservation

Each Contracting Party shall, as far as possible and as appropriate: ...

(j) Subject to its national legislation, respect, preserve and maintain knowledge, innovations and practices of indigenous and local communities embodying traditional lifestyles relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity and promote their wider application with the approval and involvement of the holders of such knowledge, innovations and practices and encourage the equitable sharing of the benefits arising from the utilization of such knowledge, innovations and practices;

（下線筆者）

このように CBD では「先住民及び地域社会（indigenous and local communities）」（略称：

¹ 本章は、拙稿「生物多様性条約における『先住民及び地域社会』の変容」専修法学論集第153号（2025年）37-76頁の一部をまとめ、加筆修正したものである。なお、本章で参照したWeb資料の最終閲覧日は、いずれも2025年2月28日である。

² Convention on Biological Diversity (1992), at <https://www.cbd.int/convention/text>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³ 「indigenous and local communities」について、CBDの日本の公定訳は「原住民の社会及び地域社会」、名古屋議定書の公定訳は「先住民の社会及び地域社会」であるが、統一性の観点から、本章においては、公定訳等の引用箇所では「先住民の社会及び地域社会」、公定訳等の引用箇所以外では「先住民及び地域社会」と表記する。また、先住民族の権利に関する国際連合宣言の名称を除き、「indigenous people」「indigenous peoples」の語の訳はいずれも「先住民」とする。

ILCs) の語が使用されており⁴、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書⁵（以下「名古屋議定書」という。）も同様である。

この「先住民及び地域社会」の範囲は、重要な論点の一つである。CBD の第 8 条 j 項に関する作業部会等では、先住民や地域社会には特別な参加が認められている（enhanced participation mechanisms）。また、CBD や世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization : WIPO）、その他の関連フォーラム等での伝統的知識や伝統的文化表現の保護に関する議論においては、ステークホルダーや保護対象となる伝統的知識等の範囲の確定にも大きく影響する。

「先住民及び地域社会」について CBD の起草過程を確認すると、「indigenous [populations] [peoples] [communities]」や「[local farmers] [local and] indigenous [peoples] [communities]」などの変遷を経て、最終的に「indigenous and local communities (ILCs)」で合意がなされた。当該用語については条約中でも特に定義はなされていない。そうした中、とりわけ「地域社会 (local communities)」の範囲が問題となるが、起草過程の文書、解説書、各種論文等をたどると、CBD 交渉において多くの代表者は、「地域社会」とは、国際労働機関（International Labour Organization : ILO）の第 169 号条約⁶や当時起草が進められていた「先住民族の権利に関する国際連合宣言」等、確立され、発展しつつある国連の定義に基づいて先住民とみなされるコミュニティを指すと考えていたという。つまり「地域社会」は、先住民に類する社会・集団を想定して交渉されていたと理解できる。

日本では、名古屋議定書の国内担保措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針⁷」（ABS 指針）の施行通知⁸（第 2 定義について（指針第 1 章第 2 関係））において、次のように説明している。

⁴ この他、CBD では前文において、「締約国は、……伝統的な生活様式を有する多くの先住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましいことを認識し、……」と規定している（下線筆者）。

⁵ Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity (2010), at <https://www.cbd.int/abs/text>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶ C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)（正式名称：Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries（独立国における原住民及び種族民に関する条約（邦訳：ILO 駐日事務所訳））。先住民に関連する ILO 条約としては、第 169 号条約の前身である第 107 号条約（C107 - Indigenous and Tribal Populations Convention, 1957 (No. 107)）がある（正式名称：Convention concerning the Protection and Integration of Indigenous and Other Tribal and Semi-Tribal Populations in Independent Countries（独立国における土民並びに他の種族民及び半種族民の保護及び同化に関する条約（邦訳：ILO 駐日事務所訳））。

⁷ 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成二十九年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号）

(https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_04/4-1.pdf)

⁸ 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の施行について（通知）(https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_04/4-2.pdf)

(3) 遺伝資源に関連する伝統的な知識⁹

「先住民の社会及び地域社会」とは、ある国において、他の国民と種族、宗教又は言語を異にする人々であって、歴史的、社会的又は文化的観点から他の集団と明確に区別でき、かつその国の領域内にもとから住んでいるものが属する社会及びそれに類する社会をいい、我が国においてはアイヌ社会が該当する。

しかし、こうした理解が国際的に共有されているかという点、必ずしもそうではない。CBDにおいて特に定義がなされなかったことで、その後、「地域社会」の対象は曖昧になってきており、CBDの起草時に想定していた地域社会の範囲からかなり拡大した理解をしている国や団体等も多い。

2. 「地域社会」概念

上記のとおり「地域社会」についての定義や共通理解がないことを受けて、CBDの下で「地域社会の代表によるアドホック専門家グループ会合（Expert Group Meeting of Local Community Representatives : LCR）」が開催された。専門家グループは、「地域社会」については下記の特徴に基づく作業定義が可能であり、またそのうちのいくつかは必須であると考えられると勧告した¹⁰。

地域社会の共通の特徴

様々な生態系の農村部や都市部に住む地域社会は、次のような特徴を示すことがある。

- (a) 地域社会としての自認
- (b) 自然循環（共生関係又は依存関係）に関連する伝統、生物資源の利用及び依存、並びに自然及び生物多様性の持続可能な利用と結びついた生活様式
- (c) 伝統的に占有及び／又は使用されてきた定義可能な領域を、コミュニティが永続的又は定期的に占有している。これらの領域は、コミュニティの社会的、文化的、経済的側面を維持するために重要である。
- (d) 伝統（多くの場合、共通の歴史、文化、言語、儀式、象徴及び習慣を指す）は、動的で進化する可能性がある。
- (e) 生物資源の持続可能な利用及び保全に関連する技術／知識／工夫／慣行
- (f) 社会的結束及び地域社会として代表されることへの意思
- (g) 世代を超えて伝承されてきた伝統的知識（口承を含む）
- (h) 一連の社会的ルール（例えば、土地紛争／利益配分を規制するもの）及び組織固有のコミュニティ／伝統的／慣習法及び制度
- (i) 慣習的及び／又は集団的権利の表明
- (j) 慣習及び伝統的な組織・制度形態による自主規制

⁹ ABS 指針では、同指針における「遺伝資源に関連する伝統的な知識」という用語について、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連するものをいう。」と定義している。

¹⁰ Report of the Expert Group Meeting of Local Community Representatives within the Context of Article 8(j) and Related Provisions of the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/WG8J/7/8/Add.1 (4 September 2011), Annex

- (k) 伝統的な経済活動（生活、持続可能な開発及び／又は生存のためのものを含む）の実施及び維持
- (l) 生物遺産（遺伝遺産を含む）及び文化遺産（生物文化遺産）
- (m) 生物多様性及び領域の精神的・文化的価値
- (n) 文化（共通の関心及び価値観を強調する、地域の言語を通じて捉えられた伝統的文化表現を含む）
- (o) 現代の地政学的システム及び構造から疎外されることもある。
- (p) 伝統的な地名にしばしば組み込まれる生物多様性
- (q) 食品や食品調理システム及び伝統医学が生物多様性／環境と密接に関連している。
- (r) 社会の他のセクターとの接触がほとんど又は全くないために独自性を有している場合もあれば、独自性を保つことを選択している場合もある。
- (s) 伝統的な職業及び生活の実践
- (t) 大家族、氏族又は部族構造の中で生活していることがある。
- (u) 信念や価値体系（スピリチュアリティを含む）がしばしば生物多様性と結びついている。
- (v) 土地及び天然資源に関する共有財産
- (w) 天然資源に対する伝統的な権利保有者
- (x) 部外者に対する脆弱性及び知的財産権概念の希薄さ

3. 用語をめぐる論点

「先住民及び地域社会」に関しては、これまで様々な観点から議論が行われている。以下では、4つの論点について概括する。なお、先住民及び地域社会に関する用語の変遷及び関連する出来事等について、後掲の表1にまとめているので、あわせて参照されたい。

(1) 「ILCs」から「IPLCs」へ

上記のとおり、CBD及び名古屋議定書では、「indigenous and local communities (ILCs)」が使用された。「peoples」が使用されなかったのは、国際人権規約¹¹などで国際法上認められている自決権との関連などから、開発途上国等が「peoples」とすることに難色を示したためである。

しかし、2007年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」¹²が採択され、同宣言では「indigenous peoples」の文言が使用された。それに先立つ2000年には「先住民問題に関する常設フォーラム」（United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues : UNPFII）

（以下「UNPFII」という。）が設置されていたが、UNPFIIは2010年の第9回会合においてCBD締約国に対し、「indigenous and local communities (ILCs)」の語を「indigenous peoples and local communities (IPLCs)」に変更するよう勧告した。

その後の慎重な議論と検討を経て、2014年のCBDの第12回締約国会議（COP12）にお

¹¹ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

¹² 61/295. United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, A/61/295 (13 September 2007).

いて、CBD の下での今後の決定及び二次文書で、適宜「indigenous peoples and local communities (IPLCs)」の用語を使用することが決定された (COP 決定 XII/12 F¹³)。但し、同決定では当該用語変更は、条約に基づく権利又は義務の変更を意味するものと解してはならないことなど、詳細な条件が付記されている。

後掲表 1 記載の①Akwé: Kon ガイドライン¹⁴ (2007 年)、②Tkarihwaí:ri 倫理行動規範¹⁵ (2010 年)、③Mo'otz Kuxtal ガイドライン¹⁶ (2016 年)、④Rutzolijirisaxik ガイドライン¹⁷ (2018 年) は、いずれも CBD の下で策定された第 8 条 j 項に関連したガイドライン等であるが、2014 年の第 12 回締約国会議 (COP12) の上記の決定を境に、③④では「peoples」が追加されて「indigenous peoples and local communities (IPLCs)」になっている。

なお、2018 年の第 14 回締約国会議 (COP14) では、「第 8 条 j 項及び関連規定の文脈における関連する主要用語及び概念の用語集¹⁸」が採択された (決定 14/13) が、同用語集において、CBD では「indigenous and local communities」又は「indigenous peoples and local communities」という用語を定義していないこと、国連先住民宣言は「indigenous peoples」の普遍的な定義を採用しておらず、また定義づけは推奨されていないことが示されている。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP)」やこれらガイドライン等には法的拘束力はないが、その後、法的拘束力のある 2018 年中央北極海無規制公海漁業防止協定 (中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定¹⁹)、2023 年「海洋法に関する国際連合条約」の下での国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定 (BBNJ 協定)²⁰、2024 年知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約²¹などにおいても「indigenous peoples」が使用されている。

¹³ XII/12. Article 8(j) and related provisions, UNEP/CBD/COP/DEC/XII/12 (13 October 2014). F. Terminology “indigenous peoples and local communities”

¹⁴ Akwé: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities Montreal (Akwé: Kon Guidelines), UNEP/CBD/COP/DEC/VII/16 (13 April 2004), at <https://www.cbd.int/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁵ Tkarihwaí:ri Code of Ethical Conduct to Ensure Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant to the Conservation and Sustainable Use of Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/DEC/X/42 (29 October 2010), at <https://www.cbd.int/traditional/code/ethicalconduct-brochure-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁶ Mo'otz Kuxtal Voluntary Guidelines for the development of mechanisms, legislation or other appropriate initiatives to ensure the “prior and informed consent”, “free, prior and informed consent” or “approval and involvement”, depending on national circumstances, of indigenous peoples and local communities for accessing their knowledge, innovations and practices, for fair and equitable sharing of benefits arising from the use of their knowledge, innovations and practices relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity, and for reporting and preventing unlawful appropriation of traditional knowledge Mo'otz Kuxtal Voluntary Guidelines (Mo'otz Kuxtal Guidelines), CBD/COP/DEC/XIII/18 (17 December 2016), at <https://www.cbd.int/doc/publications/8j-cbd-mootz-kuxtal-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁷ Rutzolijirisaxik Voluntary Guidelines for the Repatriation of Traditional Knowledge of Indigenous Peoples and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biological Diversity, CBD/COP/DEC/14/12 (30 November 2018), at <https://www.cbd.int/doc/guidelines/cbd-RutzolijirisaxikGuidelines-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁸ 14/13. Glossary of relevant key terms and concepts within the context of Article 8(j) and related provisions, CBD/COP/DEC/14/13 (30 November 2018), at <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-14/cop-14-dec-13-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁹ Agreement to Prevent Unregulated High Seas Fisheries in the Central Arctic Ocean, at https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002885.html (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

²⁰ Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction (BBNJ Agreement), at <https://www.un.org/bbnjagreement/en/bbnj-agreement/text-bbnj-agreement> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

²¹ WIPO Treaty on Intellectual Property, Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge, at <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/592504> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

(2) 先住民関連用語の頭文字の大文字表記

近年、先住民のアイデンティティ、政府・歴史・制度、法的地位や集団的権利等への敬意を示すために *Indigenous* や *Aboriginal* などの用語について、頭文字の大文字表記が推奨されている。2022 年の国連総会の決議で公式文書において初めて「*Indigenous Peoples*」という用語の各単語の頭文字が大文字で表記された。これを受けて国連の編集マニュアル (*United Nations Editorial Manual*)²²では、「*Indigenous*」の語は、先住民 (*Indigenous Peoples*) の文化、コミュニティ、土地及び言語などに言及する場合には、頭文字を大文字で表記すべきであると記載された。

2023 年に UNPFII がこの国連編集マニュアルを国連のすべての公用語の翻訳で反映するよう勧告したことを受けて、国連文書では大文字で表記されるようになってきている。例えば BBNJ 協定や 2024 年知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約では「*Indigenous Peoples and local communities*」と表記されている。CBD でもこの点について議論しているが、上述した COP12 決定 (COP 決定 XII/12 F) 等も踏まえ、現時点では変更していない。

(3) 「先住民 (IPs)」と「地域社会 (LCs)」区別

近年、先住民団体等は「先住民」と「地域社会」(及びその他の用語)とのグループ化、関連づけ等が、先住民がこれまで獲得してきた明確な権利と地位を低下させ、先住民と地域社会との権利の誤った同等性を示唆するものであるとして、「先住民 (IPs)」と「地域社会 (LCs)」の区別を求めている。この点について UNPFII が 2022 年の第 21 回会合で国連のすべての機関等に対し、両者の関連付けや「*indigenous peoples and local communities*」という表現の使用をやめるよう勧告を行っている。この点についても CBD 関連会合等で検討されたが、議論が紛糾しまとまらなかった。

(4) アフリカ系の人々の追加

2024 年の第 16 回締約国会議 (COP16) に向けた準備会合で作成された複数の文書において、IPLCs の文言に続けて、「アフリカ系の人々 (*people of African descent*)」を追加する提案が行われ、ブラケットに入れた形²³で COP16 に送られた²⁴。さらに COP16 ではコロンビアとブラジルが関連する共同提案²⁵を行った。これは、CBD の実施においてアフリカ系の人々が重要な役割を果たしていることを認識し、締約国に対し、彼らの伝統的知識等を認識し、第 8 条 j 項に関する作業計画等において彼らの参加を促進することなどの各種対応を要請するものであった。

COP16 では、ブラケット付きで挿入されていた「アフリカ系の人々」の文言は削除されたが、他方でコロンビア・ブラジル提案をもとにした決定「16/6. CBD の実施における、伝

²² *United Nations Editorial Manual*, at <https://www.un.org/dgacm/en/content/editorial-manual> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

²³ *indigenous peoples and local communities, [and people of African descent]*

²⁴ Ex. 2/1. Further development of the multilateral mechanism for benefit-sharing from the use of digital sequence information on genetic resources, including a global fund, CBD/WGDSI/REC/2/1 (16 August 2024) (Recommendation adopted by the Ad Hoc Open-ended Working Group on Benefit-sharing from the Use of Digital Sequence Information on Genetic Resources on 16 August 2024)

²⁵ Submission from Brazil and Colombia in relation to item 14 of the provisional agenda of the sixteenth meeting of the Conference of the Parties, CBD/COP/16/INF/35 (11 October 2024) (Annex. Contribution by Colombia and Brazil in relation to agenda item 14 B)

統的な生活様式を有する集団からなるアフリカ系の人々の役割²⁶」が採択された。

上述したとおり、「先住民及び地域社会」の内容や表記、またアフリカ系の人々の追加など、様々な点が議論されているが、いずれもそれぞれの権利の獲得や利益配分へとつながる論点である。COP16 では、第 8 条 j 項及び関連条項に関する議論の場としてこれまで設置されていた作業部会²⁷が常設の補助機関に格上げされた²⁸。先住民及び地域社会が存在感を増していく中であって、「先住民及び地域社会」、特に「地域社会」に関する議論については今後も注視する必要がある。

²⁶ 16/6. Role of people of African descent, comprising collectives embodying traditional lifestyles, in the implementation of the Convention on Biological Diversity, CBD/COP/DEC/16/6 (1 November 2024)

²⁷ Ad Hoc Open-ended Working Group on Article 8(j) and Related Provisions of the Convention on Biological Diversity

²⁸ 16/5. Institutional arrangements for the full and effective participation of indigenous peoples and local communities in the work undertaken under the Convention on Biological Diversity, CBD/COP/DEC/16/5 (1 November 2024)

【表 1】先住民及び地域社会に関する用語の変遷及び関連する出来事等

※表中の下線・強調は筆者。法的拘束力の欄の（ ）の中は 2025 年 2 月末現在の日本の締結状況。
 グレー網掛け行は日本における IPLCs に関連した動き。ILO 条約名訳は ILO 駐日事務所訳。

年	文書・機関等	用語等	法的拘束力
1957 年	【ILO】土民及び種族民条約（第 107 号） （1957 年 6 月 26 日採択、1959 年 6 月 2 日発効）	Indigenous and Tribal Populations	○（日×）
1966 年	国際人権規約（社会権規約・自由権規約）（共通第 1 条） （1966 年 12 月 16 日採択、1976 年（[社] 1/3・[自] 3/23）発効）	All <u>peoples</u> have the right of self-determination.	○（日○）
1983 年	José R. Martínez Cobo 特別報告者 「先住民に対する差別の問題に関する研究」→作業定義 ¹	Indigenous communities, peoples and nations...	
1989 年	【ILO】原住民及び種族民条約（第 169 号） （1989 年 6 月 27 日採択、1991 年 9 月 5 日発効）	Indigenous and Tribal Peoples	○（日×）
1992 年	生物多様性条約（CBD） （1992 年 5 月 22 日採択、1993 年 12 月 29 日発効）	indigenous and local communities （略称：ILCs） （公定訳：原住民の社会及び地域社会）	○（日○）
1997 年	二風谷ダム事件判決（札幌地判平成 9 年 3 月 27 日）		
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 ² （アイヌ文化振興法）	第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、 <u>アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。</u>	
2000 年	先住民問題に関する常設フォーラム（UNPFII）設置	United Nations Permanent Forum on Indigenous <u>Issues</u>	
2004 年	【CBD】COP7：Akwé: Kon ガイドライン	indigenous and local communities	
2007 年	先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007 年 9 月 13 日採択）	indigenous <u>peoples</u>	
2008 年	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議（衆議院及び参議院 2008 年 6 月 6 日）	政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。	

¹ José R. Martínez Cobo, Study of the problem of discrimination against indigenous populations, E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add.4 (1986), para. 379.

² 平成 9 年法律第 52 号（1997 年 5 月 8 日成立、同年 5 月 14 日公布、同年 7 月 1 日施行）

2010 年	【CBD】 COP10	名古屋議定書 (2010 年 10 月 29 日採択、2014 年 10 月 12 日に発効 ³)	indigenous and local communities (公定訳：先住民の社会及び地域社会)	○ (日○)
		Tkarihwaïé:ri 倫理行動規範	indigenous and local communities	
2014 年	【CBD】 COP12：決定 XII/12 F		indigenous <u>peoples</u> and local communities (略称：IPLCs)	
2016 年	【CBD】 COP13：Mo'otz Kuxtal ガイドライン		indigenous <u>peoples</u> and local communities	
2018 年	中央北極海無規制公海漁業防止協定 (2018 年 10 月 3 日作成、2021 年 6 月 25 日発効)		indigenous peoples (公定訳：先住民)	○ (日○)
	【CBD】 COP14	第 8 条 j 項及び関連規定の文脈における関連する主要用語及び概念の用語集 (決定 14/13)	Indigenous and local communities or Indigenous peoples and local communities	
		Rutzolijirisaxik ガイドライン	indigenous <u>peoples</u> and local communities	
2019 年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法) ⁴		第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化 (以下「アイヌの伝統等」という。) が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、……	
2023 年	「海洋法に関する国際連合条約」の下での国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定 (BBNJ 協定) (2023 年 6 月 19 日採択・未発効)		Indigenous <u>Peoples</u> and local communities	○ (日×)
2024 年	知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約 (2024 年 5 月 24 日採択・未発効)		Indigenous <u>Peoples</u> and local communities	○ (日×)
	【CBD】 COP16	indigenous peoples and local communities, [and people of African descent] →最終的に削除		
		[Decision 16/6] Role of people of African descent, comprising collectives embodying traditional lifestyles, in the implementation of the Convention on Biological Diversity →採択		
		Subsidiary Body on Article 8(j) and Other Provisions of the Convention on Biological Diversity Related to Indigenous Peoples and Local Communities →設置		

³ 日本は 2017 年 5 月 22 日に名古屋議定書を締結、同年 8 月 20 日に日本について効力発生。

⁴ 平成 31 年法律第 16 号 (2019 年 4 月 19 日成立、同年 4 月 26 日公布、同年 5 月 24 日施行)